

令和6年度 博士学位論文

長崎市における歴史的風致維持向上計画の重点区域の市民および
観光客の意識分析に関する研究

学籍番号 DC122001

学生氏名 平山 広孝

2024年12月

長崎県立大学大学院

地域創生研究科 地域創生学専攻

地域情報工学分野

指導教員 平岡 透

目次

1. 序論	3
1. 1 背景	3
1. 2 目的	5
1. 3 論文の構成	6
2. 歴史的風致維持向上計画について	7
2. 1 歴史的風致維持向上計画導入の背景と目的	7
2. 2 歴史的風致維持向上計画に関する先行研究	14
2. 3 長崎市歴史的風致維持向上計画の概要	15
2. 4 東山手・南山手重点区域について	20
3. 重点区域内外の意識の差異の分析	25
3. 1 まえがき	25
3. 2 アンケート調査	26
3. 3 適合度検定	28
3. 4 実験と考察	30
3. 5 まとめ	33
4. 重点区域内外の年代別の意識の差異の分析	34
4. 1 まえがき	34
4. 2 アンケート調査	35
4. 3 適合度検定	36
4. 4 実験と考察	37
4. 5 まとめ	41
5. 重点区域内外別の年代別の意識の差異の分析	42
5. 1 まえがき	42
5. 2 アンケート調査	43
5. 3 適合度検定	44
5. 4 実験と考察	45

5. 5 まとめ	49
6. 重点地区内のまちづくり団体の情報の取り扱いに関する分析	50
6. 1 まえがき	50
6. 2 アンケート調査	51
6. 3 アンケート調査の結果	55
6. 4 考察	63
6. 5 まとめ	64
7. 長崎市における観光客の訪問地と満足度の関係分析	65
7. 1 まえがき	65
7. 2 アンケート調査	67
7. 3 2 標本 t 検定	72
7. 4 実験と考察	74
7. 5 まとめ	77
8. 総括	78
付録A 市民向けに実施したアンケート調査用紙	82
付録B 市民向けに実施したアンケート調査の結果	89
付録C 重点区域内の団体に実施した情報に関するアンケート調査用紙	97
謝辞	102
研究業績一覧	103
参考文献	104

1. 序論

1. 1 背景

我が国には、長い歴史のなかで培われてきたさまざまな歴史的資産が数多くある。代表的なものでいえば国指定重要文化財などの歴史的建造物や、国の重要無形民俗文化財に指定された祭事などが挙げられる。近年、こうした歴史的資源は価値観の変化や都市開発などのさまざまな理由により失われている。

こうした問題を受けて国は、平成20年（2008）5月30日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、「歴史まちづくり法」という。）」を公布、同年11月4日に施行した。歴史まちづくり法では、「歴史的風致」を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」として定義しており、この歴史的風致を維持向上するための計画策定を自治体に促し、計画が認定された自治体に対して手厚い支援を行うことで歴史を生かしたまちづくりを推進する措置が構築されている。市町村は歴史的風致維持向上計画のなかで重点区域を設定し、その区域内において国の支援を受けながら歴史的建造物の保存整備や関連する公共施設の整備等の事業を展開する。

長崎市は令和2年（2020）3月、全国で81番目となる歴史的風致維持向上計画の認定を国から受けた。世界遺産の構成資産となった国指定重要文化財旧グラバー住宅や国宝大浦天主堂などの歴史的建造物が数多く現存する「南山手・東山手」を重点区域として設定した。これを受けて、地域における歴史を生かしたまちづくりの機運が高まり、令和2年（2020）8月には重点区域内に「長崎居留地歴史まちづくり協議会（以下、「協議会」という。）」が住民らによって設立された。まちづくりを着実に推進するため、長崎市は協議会と協働し、令和3年（2021）11月に「重点区域歴史まちづくり計画（通称、「長崎居留地歴まちランドデザイン」という。以下、「ランドデザイン」という。）」を、令和5年（2023）2月には重点区域歴史まちづくり実施計画（通称、「長崎居留地歴まちアクションプラン」という。以下、「アクションプラン」という。）」を策定するなど、官民連携で歴史を生かしたまちづくりを進める独自の施策を展開している。こ

うした取り組みは、令和6年（2024）3月に計画行政学会第20回計画賞で優秀賞を受賞するなど、先進的な事例として全国で注目されている。

歴史的風致維持向上計画の推進にあたっては、計画の第2章に位置付けるさまざまな歴史的風致の範囲の中から、重要文化財建造物の所在などの国が定める条件により、道路などの地形地物により線引きされた重点区域を設定し、区域内において具体的な施策の推進及び進捗管理を行うこととなる。重点区域の設定は、事実上、歴史まちづくりに取り組む範囲を決定することであり、極めて重要な線引きとなる。重点区域は自治体区域のごく一部に限定されており、自治体の財源を集中的に投資することに対して疑問を抱く市民も存在する。歴史的資産は市民共有の財産であり、全市民が歴史的資産の価値を理解し、活用していくことが望まれている。しかしながら、既往研究において、重点区域の内外の市民の意識や重点区域を訪れる観光客の行動についての研究がなされておらず、その区域設定の正当性やまちづくり施策の効果について客観的に明らかにされていない。

また、歴史的風致維持向上計画の重点区域には歴史的建造物が集積しており、観光地となっていることが多い。長崎市の東山手・南山手重点区域内には先述した国宝大浦天主堂や国指定重要文化財旧グラバー住宅、風光明媚なオランダ坂、変面ショーが人気で長崎ランタンフェスティバルの会場でもある長崎孔子廟・中国歴代博物館などの人気の観光施設が集積する長崎を代表する観光地となっている。長崎市では、人口減少や少子化、高齢化が著しいことから、観光関連産業の生産性向上の取り組み重点的に進めており、歴史的風致維持向上計画も関連計画として位置付けられている¹。しかしながら、重点区域と観光客の行動の関連性は明らかにされていない。

1. 2 目的

本研究では、歴史を生かしたまちづくりの先進地である長崎市を対象として、重点区域内の住民が暮らしやすく、重点区域外の長崎市民や長崎市外から観光客も重点区域を訪れ非日常を楽しみながら滞在できるようにするために、長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域の内外における市民の意識の差異や、まちづくり情報の取り扱いの状況を明らかにし、重点区域の設定や重点区域におけるまちづくり施策の推進に寄与することを目的とする。

また、長崎市における観光客の行動に関するデータを分析し、重点区域との関連性を明らかにすることで、歴史まちづくり施策の推進および長崎市の観光振興に寄与することも目的とする。

1. 3 論文の構成

第1章は、序論であり、本研究の社会的背景と論文の概要及び構成について述べる。

第2章では、本研究の前提となっている、歴史的風致維持向上計画の概要について、法律の考え方、基本的な方針、重点区域設定の考え方、長崎市歴史的風致維持向上計画の詳細などについて整理する。

第3章では、長崎市民に対するアンケート調査により、適合度検定により重点区域内の住民と重点区域外市民の意識の差異を明らかにする。

第4章では、重点区域内外の意識の差異について、年代別に適合度検定を行うことで、年代別の意識の差異を明らかにする。

第5章では、重点区域内外別でかつ年代別に適合度検定を行うことで、年代別間の意識の差異を明らかにする。

第6章では、国が実施したアンケート調査を参考にして、重点区域内のまちづくり団体にアンケート調査を実施し、まちづくり情報の取り扱いの現状を明らかにする。

第7章では、長崎市への旅行経験者に対するアンケート調査により、訪問地（観光施設）と旅行満足度の関係性を明らかにする。

第8章は、本論文の総括であり、結論を述べ、今後の展望と課題について論じる。

2. 歴史的風致維持向上計画について

2. 1 歴史的風致維持向上計画導入の背景と目的

我が国における歴史的風致の保存に関する取り組みは、明治期以降にさまざまな法整備が進められてきた（図2-1参照）。大正8年（1919）の旧都市計画法において風致地区制度を位置付けたことが画期的で、昭和元年（1926）には明治神宮、昭和5年（1930）には京都市で風致地区が指定され、その後全国に広がっていった²。

昭和41年（1966）には、高度経済成長を背景に急激な都市化が進み、京都市や奈良市、鎌倉市において文化人や市民団体による開発反対運動が展開された。昭和39年（1964）に発生した鎌倉市の鶴岡八幡宮の裏山（通称、「御谷（おやつ）」という。）開発問題や、京都市の双ヶ岡（ならびがおか）開発問題は、幅広い層による反対運動が展開された。これらの問題により、昭和41年（1966）に「古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（通称、「古都保存法」という。）」が制定され、京都市、奈良市、鎌倉市、天理市、橿原市、桜井市、斑鳩町、明日香村、逗子市、大津市の10都市を古都として定め、建築や宅地造成などに対する行為の規制や歴史的建造物の保全などを目的とした国からの資金的援助、税制措置などが行われた³。

昭和50年（1975）には、「伝統的建造物群保存地区（通称、「伝建地区」という。）」の制度が創設された。周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものを「伝統的建造物群」として定義し、伝統的建造物群およびこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が定める地区を伝統的建造物群保存地区として定義した。これにより、市町村は保存地区の都市計画決定または条例によって保護措置を実施できるようになった。さらに、市町村からの申し出により、我が国にとってその価値が特に高いと国が判断したものは「重要伝統的建造物群保存地区（通称、「重伝建」という。）」として選定され、国からの財政等の支援が受けられるようになった。伝統的建造物群保存地区は令和6年（2024）8月15日時点で全国106市町村129地区（合計面積4,066.1ha）あり、約30,680件の伝統的建造物及び環境物件が特定され、保護されている⁴。我が国における歴史的風致の面的な保存としては、この制度が一般的によく利用されている。

関連法制度の流れ

景観法及び歴史まちづくり法制定に至るまでの歴史をさかのぼると、建築物や広告物についての流れに加え、「自然・緑」、「歴史文化」の分野において個別の法整備が進められてきた。

戦後復興・高度経済成長期の社会要請のなかで進められた法整備が一段落し、自治体での独自条例や計画策定が盛んになる期間を経て「景観・緑3法」として景観法が制定された。

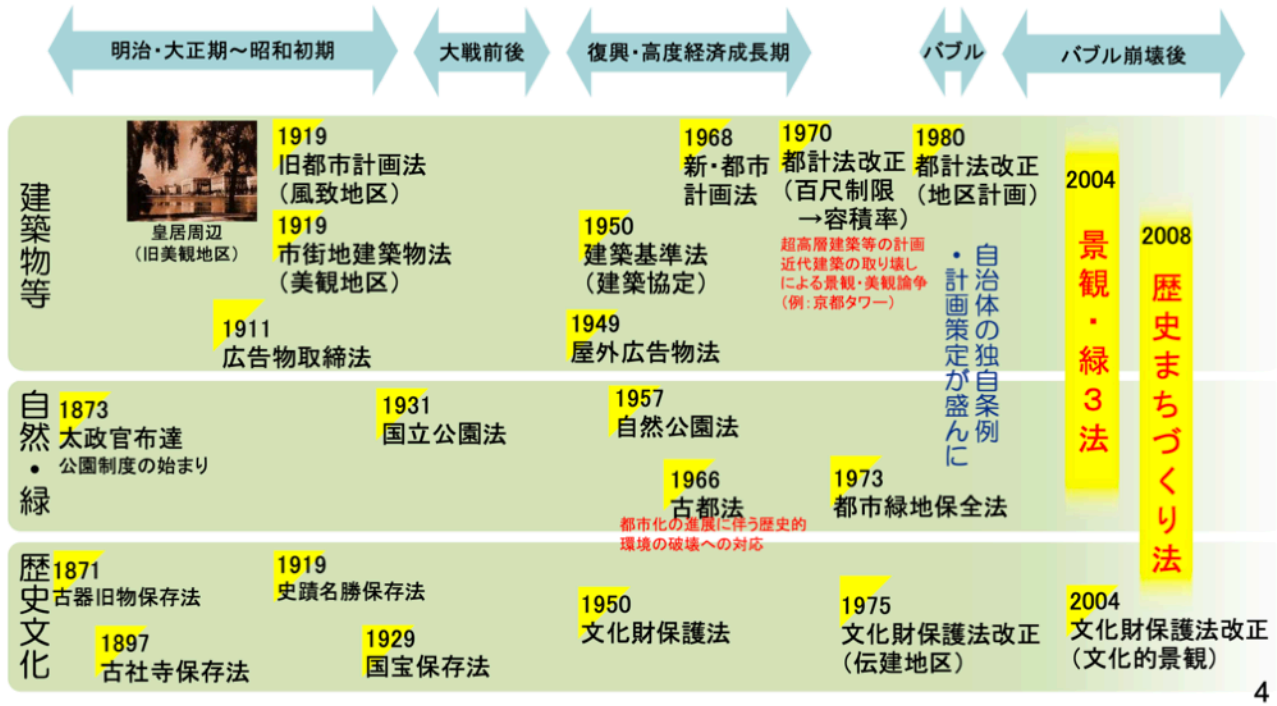


図2-1 歴史まちづくり関連法制度の流れ²

伝統的建造物群保存地区制度によって歴史的建造物が集積する地域における面的な景観保全は一定進んだが、それ以外の地域は、高度経済成長に伴う開発などにより景観の乱れが進行した。そこで、先進自治体では自主的な景観条例を制定する動きが活発化した。しかしながら、自主条例は法的な後ろ盾がないことから、強制力に限界があった。また、国民の間に景観形成に対する意識の向上が見られるようになり、「国立マンション訴訟」などの景観に関する訴訟が増加した。そこで、平成16年（2004）に景観法が制定され、建築物の建築や宅地の造成などの行為に対する規制や景観重要建造物や景観重要樹木の指定が可能となった⁵。景観法の施行状況によれば、令和6年（2024）3月31日時点で景観行政団体数は816団体で、うち都道府県は39団体、政令市20団体、中核市62団体、その他市町村695団体となっている。また、景観計画策定団体数は666団体で、うち都道府県が22団体、政令市が20団体、中核市が59団体、その他の市町村が565団体となっている⁶。伝統的建造物保存地区制度や景観法の活用は全国的な広がりを見せたが、それで

もなお歴史的建造物は維持管理に多くの経費がかかることや所有者の高齢者などを背景に文化財などに指定されていない物件の滅失が進んでおり、良好な歴史的まちなみが失われつつある。

こうした事態を危惧して、国土交通省の諮問機関である社会資本整備審議委員会からは、「古都に限らず、優れた歴史的な風土を今に伝える歴史都市は多数存在しており、国は現存する歴史的風致の保存、継承、および滅失するおそれのある歴史的風致の再生を図るまちづくりを積極的に推進するため、新たな支援措置または既存制度の特例措置を講ずる制度の枠組みを構築すべきである」旨の答申がなされた⁷。また、文化庁の諮問機関である文化審議会文化財分科会企画調査会報告書において、「地域の文化財を周辺環境も含めて総合的に把握し、保存・活用する地方公共団体を中心とした取組を、国が支援する具体的な仕組みが必要である」と指摘された⁸。

そこで、まちづくり行政を所管する国土交通省と農林水産省、文化財行政を所管する文化庁が連携して歴史を生かしたまちづくりを推進するため、平成20年（2008）5月23日に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が全会一致で成立し、同年11月4日に施行された。法律では「歴史的風致の維持・向上を図るためのまちづくりを推進する地域の取組を国が積極的に支援することにより、個性豊かな地域社会の実現を図り、都市の健全な発展・文化の向上に寄与」が目的とされ、歴史的風致は「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」であると明確に定義された。

国が定める「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針（平成20年（2008）11月4日策定、平成23年（2011）8月30日 一部変更）（以下、「基本的な方針」という。）」に基づき市町村が歴史的風致維持向上計画を作成し、それを国が認定することとなっている。法によって計画には必ず重点区域を設定する必要がある、その設定あたっては基本的な方針に記載された以下の要件を満たす必要がある⁹。

(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針)

この重点区域とは、当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進するためのものであり、次に掲げる要件のいずれにも該当する土地の区域である必要がある(法第2条第2項)。

○次のいずれかに該当する土地の区域及びその周辺の土地の区域であること。

- 文化財保護法の規定により重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物(以下「重要文化財建造物等」という。)の用に供される土地
- 文化財保護法の規定により選定された重要伝統的建造物群保存地区内の土地

○当該区域において歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的かつ一体的に推進することが特に必要であると認められる土地の区域であること。また、歴史的風致を形成する要素は、

- 核となる歴史上価値の高い建造物
- 核となる歴史上価値の高い建造物と一体をなす周辺の市街地
- 地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々

の活動の3つがある(法第1条)ことから、重点区域としては、

- 核となる重要文化財建造物等や重要伝統的建造物群保存地区が存在し、
- その周辺に一体となって歴史的風致を形成する建造物や、地形、植生、水系等の特定の場所性を感じさせる風致が形成され、一定の広がりを持つ区域であって、
- 住民等の生活や生業のよりどころとなっている伝統的な工芸品、酒造等の産業、年中行事や祭り等の風俗慣習といった時代を超えて伝承されてきた、無形の伝統的要素が関連性を持ちつつ、当該地域の歴史的風情、情緒、たたずまいといった良好な環境を具現している区域がなりうるものである。

さらに、

○土地利用の状況、歴史的な建造物の状況等から現に歴史的風致が損なわれつつある等の課題が生じている若しくは生じるおそれがあること

○市町村の総合計画やまちづくりの方針等により、重点区域における歴史的風致の維持及び向上のための各種取組が、当該区域のみならず市町村全体や、その周辺の地域の伝統や文化の継承、活性化につながるものと認められることを踏まえ、重点区域を適切に設定することが求められる。

以上により、重点区域の設定にあたっては具体的な要件が課されていることが理解できる。

重点区域内においては、歴史的建造物を「歴史的風致形成建造物」として指定することで現状変更を届出勧告制にしたり、建造物を市町村等が管理代行等を行うことで保全したり、管理・修理について文化庁が技術的指導を行うなどの施策を行うことが可能となる。また、法令上の特例措置、例えば都道府県管理の都市公園における公園施設の維持などに関する権限委譲や電線共同

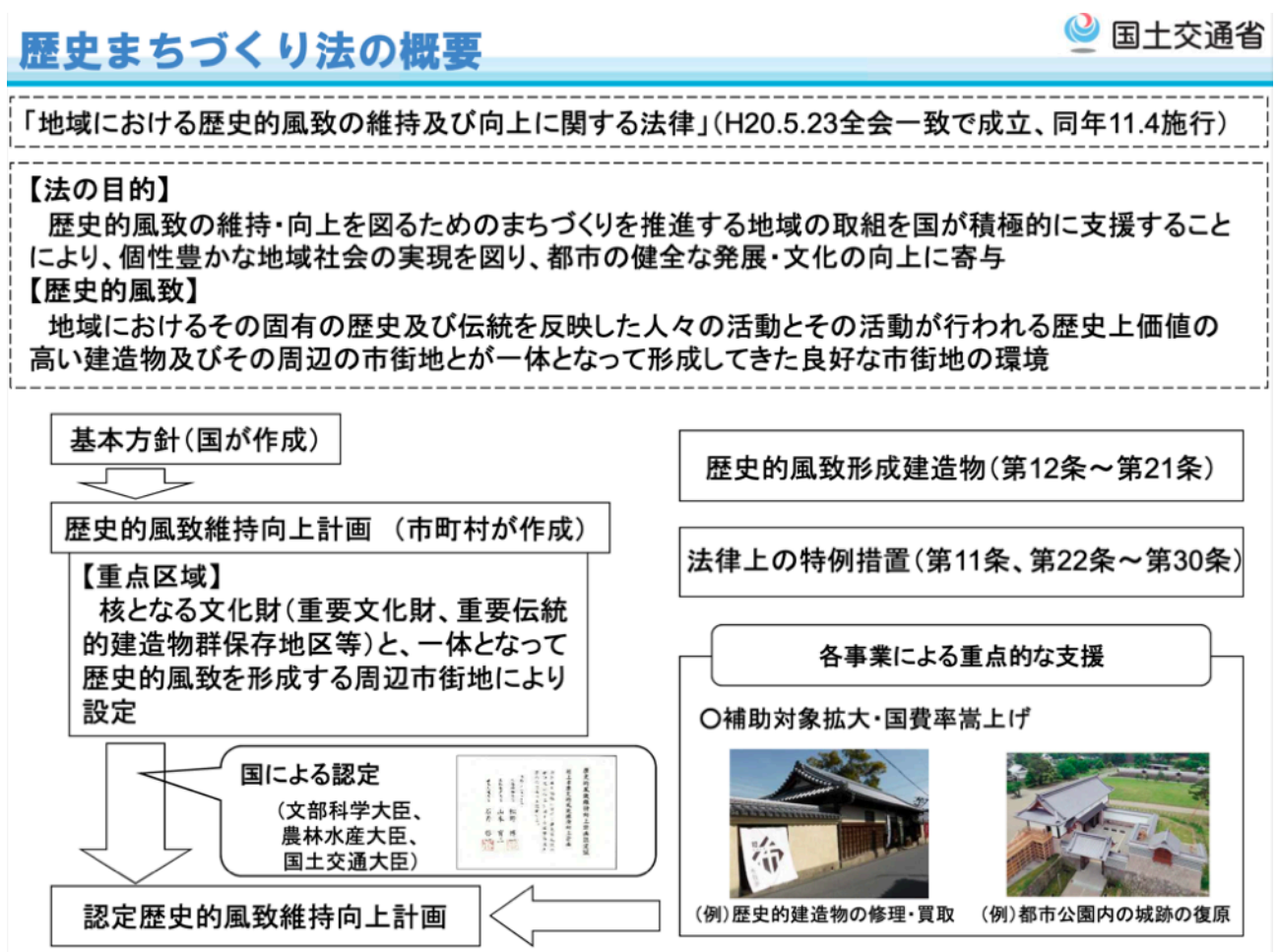


図2-2 歴史まちづくり法の概要¹⁰

溝整備道路に関する指定要件の緩和、市街化調整区域内における開発行為の許可手続きの簡素化などを受けることができる¹⁰（図2-2参照）。

その他、国からの補助事業のついて重点的な支援が受けられるようになり、住宅局所管の「街なみ環境整備事業」においては歴史的風致形成建造物の移設、修理・復原を補助対象として追加され、都市局所管の「都市公園等事業」においては古墳、城跡などの遺跡やこれらを復原したもので歴史上価値が高いものを補助対象に追加され、同じく「都市再生整備計画事業」においては交付率の上限を40%から45%へ嵩上げ、土塁・堀跡の整備等を基幹事業に追加されるなどの措置が設けられている。

このように、重点区域の範囲は厳格に設定される反面で、歴史的風致を維持および向上させるための支援措置が豊富に用意されている点に特徴がある。歴史的風致維持向上計画の計画期間は最長10年であり、期間満了となる場合は第二期計画を策定することも可能となっている。重点区

歴史的風致維持向上計画認定状況（R6年7月17日時点）														
【】は都市数				【】は都市数				【】は都市数						
都道府県	市町村名	認定日	都道府県	市町村名	認定日	都道府県	市町村名	認定日	都道府県	市町村名	認定日	都道府県	市町村名	認定日
東北 【14】	青森県	弘前市*	H22.2.4	北陸 【5】	新潟県	村上市	H28.10.3	近畿 【14】	69	和歌山県	広川町	H28.10.3		
	岩手県	盛岡市	H30.11.13		36	佐渡市	R2.3.24		79		和歌山市	H30.3.26		
	宮城県	多賀城市*	H23.12.6		37	富山県	高岡市*		H23.6.8		71	高野町	H31.1.24	
	秋田県	大館市	H29.3.17		38	石川県	金沢市*		H21.1.19		72	島根県	松江市*	H23.2.23
		横手市	H30.7.11		39	加賀市	R3.3.23	73	津和野町*	H25.4.11				
	山形県	鶴岡市*	H25.11.22	中部 【18】	岐阜県	高山市*	H21.1.19	中国 【8】	74	岡山県	津山市*	H21.7.22		
		新庄市	R5.2.15			41	恵那市*		H23.2.23	75	高梁市*	H22.11.22		
	白河市*	H23.2.23	42			美濃市*	H24.3.5		76	尾道市*	H24.6.6			
	福島県	国見町	H27.2.23			43	岐阜市*		H25.4.11	77	広島県	竹原市■	H24.6.6	
		磐梯町	H28.1.25			44	都上市*		H26.2.14	78	山口県	萩市*	H21.1.19	
		桑折町	H28.3.28			45	三島市		H28.10.3	89	岩国市	R6.7.17		
		棚倉町	R2.6.24			46	掛川市		H30.1.23	80	徳島県	三好市*	H22.11.22	
		会津若松市	R5.6.19			47	静岡県		伊豆の国市	H30.7.11	81	愛媛県	大洲市*	H24.3.5
		柳津町	R6.3.18			48	下田市	H30.11.13	82	内子町	R1.6.12			
関東 【20】	桜川市*	H21.3.11	49			浜松市	R4.3.25	83	高知県	佐川町*	H21.3.11			
	茨城県	水戸市*	H22.2.4	50	犬山市*	H21.3.11	84	福岡県	太宰府市*	H22.11.22				
		土浦市	R5.12.19	51	名古屋市*	H26.2.14	85	添田町*	H26.6.23					
	栃木県	下野市	H31.3.26	52	岡崎市	H28.5.19	86	宗像市	H30.3.26					
		栃木市	H31.3.26	53	津島市	R2.3.24	87	佐賀県	佐賀市*	H24.3.5				
	群馬県	甘楽町*	H22.3.30	54	西尾市	R5.12.19	88	基山町	H31.1.24					
		桐生市	H30.1.23	55	亀山市*	H21.1.19	89	鹿島市	H31.3.26					
	埼玉県	前橋市	R4.12.20	56	三重県	明和町*	H24.6.6	90	長崎県	長崎市	R2.3.24			
		川越市*	H23.6.8	57	伊賀市	H28.5.19	91	山鹿市*	H21.3.11					
	近畿 【14】	千葉県	香取市	H31.3.26	58	福井県	坂井市	R6.3.18	92	熊本県	湯前町	H29.3.17		
神奈川県		小田原市*	H23.6.8	59	彦根市*	H21.1.19	93	熊本市	R2.6.24					
		鎌倉市	H28.1.25	60	滋賀県	長浜市*	H22.2.4	94	竹田市*	H26.6.23				
山梨県		甲州市	H29.3.17	61	大津市	R3.3.23	95	大分県	大分市	R1.6.12				
		下諏訪町■	H21.3.11	62	京都市*	H21.11.19	96	杵築市	R3.3.23					
長野県		松本市*	H23.6.8	63	京都府	宇治市*	H24.3.5	97	宮崎県	日南市	H25.11.22			
		東御市■	H24.6.6	64	向日市	H27.2.23								
		長野市*	H25.4.11	65	大阪府	堺市*	H25.11.22							
		千曲市	H28.5.19	66	斑鳩町*	H26.2.14								
		上田市	R5.2.15	67	奈良県	奈良市	H27.2.23							
	塩尻市	R6.7.17	68	和歌県	湯浅町	H28.3.28								

合計 97都市(40府県)
 * : 2期計画認定済 42都市
 ■ : 計画完了 3都市

図2-3 歴史的風致維持向上計画認定状況¹¹

域は計画期間内であっても、国との協議により変更することが可能である。また、第二期計画策定の際に重点区域を変更する自治体もある。

令和6年（2024）7月17日現在で97都市（40府県）が歴史的風致維持向上計画を策定しており、42都市が二期計画を策定済み、3都市が計画完了となっている¹¹（図2-3参照）。京都市、奈良市、鎌倉市、斑鳩町、大津市といった古都をはじめとして、金沢市や太宰府市などの世界的にも著名な歴史観光都市の多くが認定都市となっており、歴史的風致維持向上計画の重要性を鑑みることができる。

2. 2 歴史的風致維持向上計画に関する先行研究

松本らは、認定都市（当時）46市町にアンケート調査を実施し、計画の策定過程に着目し、地域の歴史的資源の歴史的風致としての位置付けに至る状況を分析した¹²。松本らは、重点区域に着目し、重点区域設定の傾向、重点区域内における歴史的環境保全の施策の状況などについて明らかにした¹³。岩本らは、認定都市（当時）78市町にアンケート調査を実施し、我が国の典型的な歴史的風致を明らかにした¹⁴。宮下らは、二期計画を策定した自治体の計画書や法定協議会の議事録などの既存資料調査、自治体職員へのヒアリング調査などを実施し、一期計画から二期計画への展開にみられる変化と課題を明らかにした¹⁵。永田らは、認定都市（当時）86市町村に対するアンケート調査や計画書および最終評価シートなどの資料調査を実施し、歴史的風致維持向上計画の中長期的な運用における課題を明らかにしている¹⁶。

歴史的風致維持向上計画を対象とした既往研究では、認定都市の自治体に対するアンケート調査や既存資料の調査を実施しているものが大半であり、本研究のように特定の都市に焦点をあて、重点区域の内外において市民や観光客の意識について明らかにする研究は見当たらない。

2. 3 長崎市歴史的風致維持向上計画の概要

国は、地方公共団体の文化財保護のため、歴史文化に関するマスタープランとして歴史文化基本構想の策定を推奨しており、長崎市は市の文化財に関する総合的な方針や方向性を示すマスタープランとなる長崎市歴史文化基本構想を平成27年（2015）3月に策定している。計画のなか



図2-4 長崎市歴史文化基本構想における歴史文化保存活用区域¹⁷

で、歴史文化遺産を核として周辺環境と一体的に文化的な空間を創出するための計画区域を歴史文化保存活用区域として定め、中央区域（近世都市長崎区域）、出島・館内・新地・山手区域（海外交流拠点遺跡区域）、矢上区域（矢上宿跡及び一帯区域）、茂木区域（茂木港及び周辺区域）、深堀区域（深堀鍋島家武家町跡及び周辺区域）、脇岬・樺島区域（観音寺及び周辺区域）、長崎港入口区域（長崎警備遺跡区域）、外海・池島区域（大野・出津・黒崎・池島及び周辺区域）、香焼・伊王島・高島区域（近代石炭産業遺跡区域）、浦上区域（平和公園区域）の10区域を位置付けている¹⁷（図2-4参照）。



図2-5 長崎市の歴史的風致¹⁸

長崎市歴史文化基本構想の策定後、長崎市は歴史的風致維持向上計画の策定に着手し、令和2年（2020）3月に長崎市歴史的風致維持向上計画が国から認定された。長崎市歴史的風致維持向上計画においては、長崎市歴史文化基本計画における歴史文化保存活用区域の中から歴史的風致の整理と選定が行われた。その結果、諏訪神社秋の大祭である「長崎くんち」の踊り町の範囲を中心とした「近世長崎の町人文化にみる歴史的風致」、中国文化に由来する長崎ランタンフェスティバルの開催される範囲を中心とした「中国文化の伝来にみる歴史的風致」、幕末に旧長崎外国人居留地が設置された範囲を中心とした「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」、原爆落下中心地や平和公園を中心とした「被爆継承と平和の祈りにみる歴史的風致」、潜伏キリシタンと関連が深い外海地区の「外海の石積文化にみる歴史的風致」の五つの歴史的風致が設定された（図2-5参照）。まちづくりの方針として、「歴史・伝統を守り、磨き、生かすことで、営みと賑わいが共生できるまち」が掲げられ、歴史的建造物の保存・活用、歴史的建造物の周辺環境の保全・形成、歴史的な営みや活動の継承、賑わいの創出について取組方針が示されている。

計画の実現に向けた推進体制として、長崎市が中心的な役割を担いながら、法定協議会である長崎市歴史的風致維持向上協議会において事業計画の進行管理や計画変更に関する協議等を行うこととしている。また、重点区域に歴史まちづくり協議会を設置し、地域におけるランドデザインの策定及び具体的な取組に関する計画を策定することとしている。

五つの歴史的風致のうち、「長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致」は、二つの世界文化遺産の構成資産や重要文化財、重要伝統的建造物群保存地区などの価値の高い歴史的建造物が集積し、かつ、歴史的資産を生かしたまちづくりの取組みを速やかに図るべき区域であることから、約80haの重点区域（東山手・南山手区域）として設定されている。重点区域は長崎市景観計画における東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲を基本として、歴史的風致形成建造物候補である大浦国際墓地、歴史まちづくりを進める上で重要な教育の拠点である大浦小学校を含む範囲で線引きがなされている（図2-6参照）。

当初計画では、重要文化財旧長崎英国領事館ほか9棟保存整備事業や重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業等の歴史的建造物の保存・活用に関する事業や、グラバー園施設整備事業や夜間景観整備事業等の歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業、ながさき

歴史の学校事業等の歴史的な営みや活動の継承に関する事業、まちなか賑わいづくり活動支援事業等の賑わいの創出に関する事業が位置付けられている（図2-7参照）。その後の重点区域歴まちグランドデザインやアクションプランの策定により、景観まちづくりガイドラインや旧浪平小学校跡地の整備などの計画に位置付ける事業が適宜追加されている。歴史的風致形成建造物の指定候補としては、池上家住宅、日本基督教団長崎教会、大浦国際墓地、大浦諏訪神社、妙行寺が位置付けられている。計画期間は令和2年度（2020）から令和11年（2020）度である¹⁸。

● 歴史的建造物の保存・活用に関する事業				
事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
重要文化財旧長崎英国領事館本館ほか9棟保存整備事業	長崎市	H26～R7年度	大浦町1番37号	国指定重要文化財旧長崎英国領事館の本格的な保存修理
重要文化財旧グラバー住宅主屋及び附属屋保存整備事業	長崎市	H30～R3年度	南山手町2番地	国指定の重要文化財旧グラバー住宅の保存修理
伝統的建造物等（民間所有）保存整備補助事業	長崎市	H2～R11年度	東山手・南山手伝建地区	伝統的建造物（活水学院本館等）の保存修理・耐震化
グラバー園歴史的建造物耐震対策事業	長崎市	H25～R8年度	南山手町8番1号	グラバー園内の伝統的建造物（重要文化財を除く）の耐震化を順次実施
景観形成助成金	長崎市	H2～R11年度	市内全域	景観重要建造物の修繕等に要する経費の一部を助成
重要文化財旧オルト住宅保存整備事業	長崎市	R4～R7年度	南山手町8番	国指定重要文化財旧オルト住宅の保存修理・耐震補強工事
● 歴史的建造物の周辺環境の保全・形成に関する事業				
事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
花のあるまちづくり事業（ばらチャレンジ事業）	長崎市	H25～R11年度	東山手・南山手エリア	洋館施設内の庭園や通り沿いの公共空間に植栽したバラの適切な育成
グラバー園施設整備事業	長崎市	H25～R11年度	南山手町8番1号	グラバー園内の建物、エスカレーター等の整備
老朽危険空き家対策事業	長崎市	H18～R11年度	既成市街地内	老朽危険空き家のうち、所有者から本市に寄附された建物（土地含む）を除却し活用
老朽危険空き家除却費補助事業	長崎市	H23～R11年度	市内全域	老朽化危険空き家の除却に要する経費の一部を補助
夜間景観整備事業	長崎市	R2～R5年度	環長崎港地域	環長崎港夜間景観向上基本計画に基づき、中・近景及び遠景からの視点による夜間景観整備
景観まちづくりガイドライン策定	長崎市	R4年度	重点区域全域	景観に関する既存の規制及び修景基準や推奨事例がまとめられたガイドライン策定
景観支障物件の除却	長崎市	R4～R11年度	重点区域全域	眺望や洋館への景観の支障となっている肥大化した樹木や構造物等の除去
● 歴史的な営みや活動の継承に関する事業				
事業名	事業主体	事業期間	事業箇所	事業概要
出前講座	長崎市	H30～R11年度	市内全域	市政への理解を深めてもらうため、職員が出向いて、市の事業や制度等の講義を開催
ながさき歴史の学校事業	長崎市	H30～R11年度	市内全域	さまざまな長崎市内の歴史を題材にした講座を開催
住宅リフォーム支援補助金	長崎市	H23～R7年度	市内全域	居住環境改善及び地場産業の育成のため、住宅リフォーム支援に補助
定住促進空き家活用補助金	長崎市	H29～R7年度	市内全域	一戸建て空き家住宅の改修工事等を行う方に対し支援
空き家・空き地情報バンク制度	長崎市	H18～R11年度	市内全域	長崎市への移住・定住を検討されている方に対して、空き家・空き地の情報を提供
地域コミュニティ連絡協議会の設立・運営支援	長崎市	H23～R11年度	市内全域	地域課題の解決や活性化に取り組む「地域コミュニティ連絡協議会」の設立・運営を支援

図2-7 長崎市歴史的風致維持向上計画の事業¹⁸

2. 4 東山手・南山手重点区域について

元龜2年(1571)の長崎開港以来、長きにわたって長崎は幕府直轄の唯一の海外貿易港として繁栄したが、幕末、安政の開港によりその状況は一変した。慶応2年(1866)、長崎の町外れだった現在の東山手・南山手周辺に新たに長崎外国人居留地が完成し、国外から外国人貿易商などが次々と移り住み、洋風建築物や石畳などが次々と建設された。明治32年(1899)に居留地が廃止されて以降も、戦災の影響も少なく歴史的建造物の多くが保全されていた。昭和32年(1957)、それまで三菱重工が所有していた旧グラバー住宅を会社創業100周年を記念して長崎市に寄贈し、これを長崎市が一般公開したところ、オペラ「蝶々夫人の舞台」として全国から注目を浴び、多くの観光客が訪れるようになった。その一方で、戦後の高度経済成長による開発などによって洋風建築物の多くが失われていった。こうした状況が危惧され、平成3年(1991)4月30日に東山手と南山手の両地区は国選定の伝統的建造物群保存地区に選定され、平成4年(1992)3月2日には長崎市都市景観条例による東山手・南山手地区景観形成地区が指定告示されるなど、歴史的建造物や景観を保全する取り組みが本格化し、現在に至る。

歴史的建造物としては、国宝大浦天主堂、国指定重要文化財旧グラバー住宅、国指定重要文化財旧オルト住宅、国指定重要文化財旧リンガー住宅、国指定重要文化財旧長崎英国領事館のほか、東山手地区及び南山手地区の2地区が指定されている伝統的建造物群保存地区内にある洋風住宅などの伝統的建造物、石積や石畳があり、さまざまなタイプの建築物、土木構造物が地区内に集積している(図2-8参照)。また、歴史的建造物と一体となって行われている活動や営みとしては、戦後から続く地域住民らによる「洋館の保存活動」、明治時代から続くキリスト教系の私学による「ミッション・スクールの活動」、大浦天主堂、妙行寺、大浦諏訪神社が密接して存在し続けている「多様な信仰」、明治時代から続く大浦諏訪神社の秋の大祭「大浦くんち」の四つが示されている(図2-9参照)。

平成2年(1990)に東山手地区と南山手地区はそれぞれ国から重要伝統的建造物群保存地区に選定され、伝統的建造物の保全や建築物・工作物などに対する規制が行われている。平成26年(2014)には重要文化財旧グラバー住宅が「明治日本の産業革命遺産」の構成資産に、平成28年

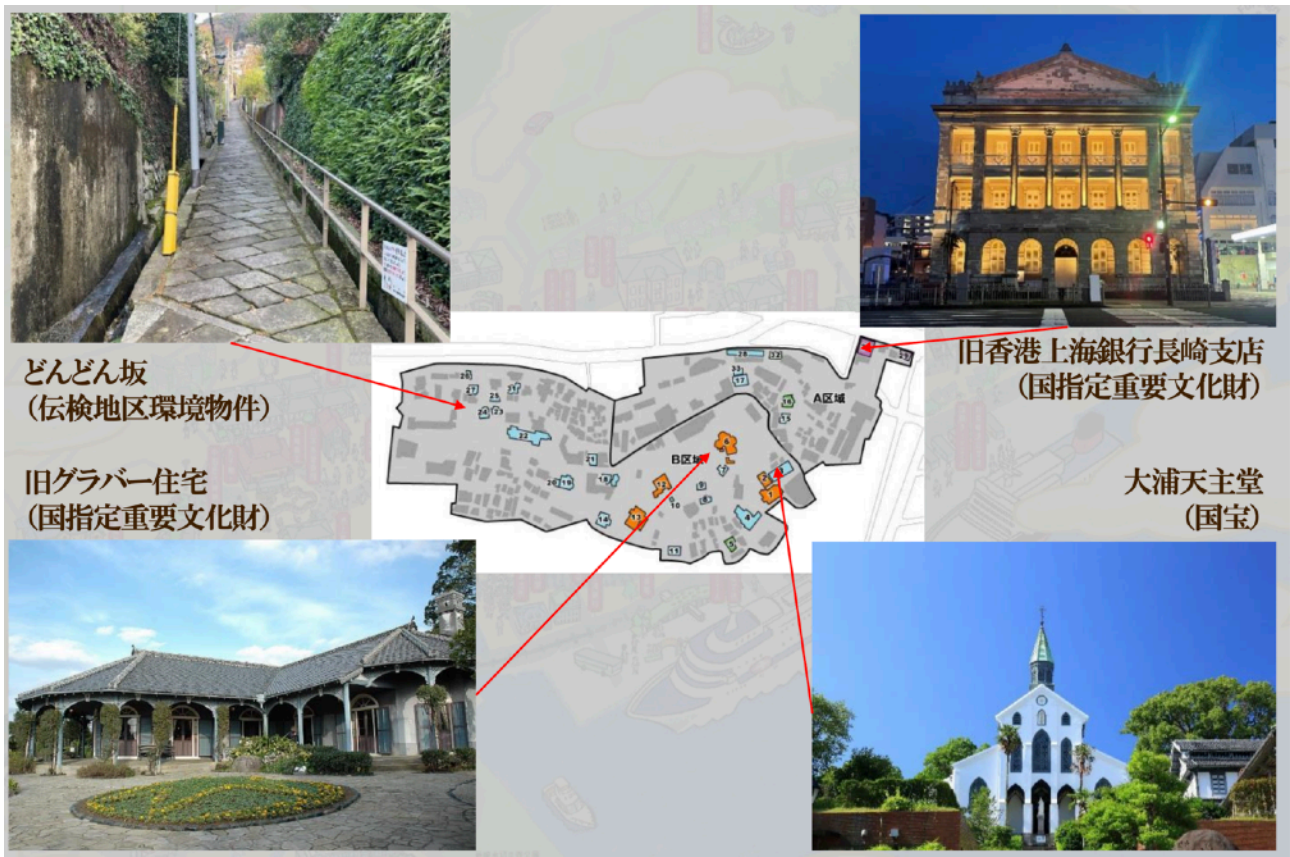


図2-8 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致を構成する歴史的建造物の例

(2016)には国宝大浦天主堂が「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産となり、二つの世界遺産の構成資産を有する全国的にも珍しい地域であり、長崎を代表する観光地となっている。その一方で、観光地の周辺には密集斜面市街地が広がっており、少子化や高齢化の進行、人口の減少、空き家や空き地の増加といった住環境の問題が顕在化している。

この地域では、長崎市歴史的風致維持向上計画により重点区域として設定されたことを契機として、令和2年(2020)8月に長崎市が支援する重点区域歴史まちづくり協議会として「長崎居留地歴史まちづくり協議会(以下『協議会』とする。)」が設立された。協議会は地域団体、歴史的建造物所有者、イベント関係団体、教育関係団体、観光施設管理者等で構成されている。会議は月1回程度開催され、情報共有やまちづくり計画の策定や進捗確認、教育活動や情報発信などの自主事業の展開、シンポジウムの開催、歴史的建造物の見学会、先進地視察など多岐にわたっている(図2-10参照)。

①歴史的建造物とまちなみの保存活動



②ミッション・スクールの活動



③多様な信仰



④大浦くんち



図2-9 長崎居留地の海外交流にみる歴史的風致を構成する活動

長崎市と協議会は令和3年（2021）11月に重点区域歴史まちづくり計画として「長崎居留地歴史まちグランドデザイン（以下、「グランドデザイン」という。）」を策定した。これは、長崎市歴史的風致維持向上計画に基づき、重点区域において歴史的資源を生かしたまちづくりに官民協働で取り組み、地域の歴史的風致の維持向上を図ることで持続可能な地域を実現するため、地域の将来像とその実現のための基本的な方向性を示すことを目的として策定された。グランドデザインにおいては、歴史的資源の保存や活用といった視点だけでなく、問題が顕在化している住環境についても包含されており、居住、商業、観光、文教などの特性によりエリア内をゾーニングすることで、それぞれが共存できることを目指している¹⁹（図2-11参照）。グランドデザインは官民の会議などで頻繁に参照され、地域のまちづくりのバイブルとなっている。

長崎市と協議会は令和5年（2023）2月に重点区域歴史まちづくり実施計画として「長崎居留地歴史まちアクションプラン」を策定した。これは、グランドデザインに基づき実施する事業・取

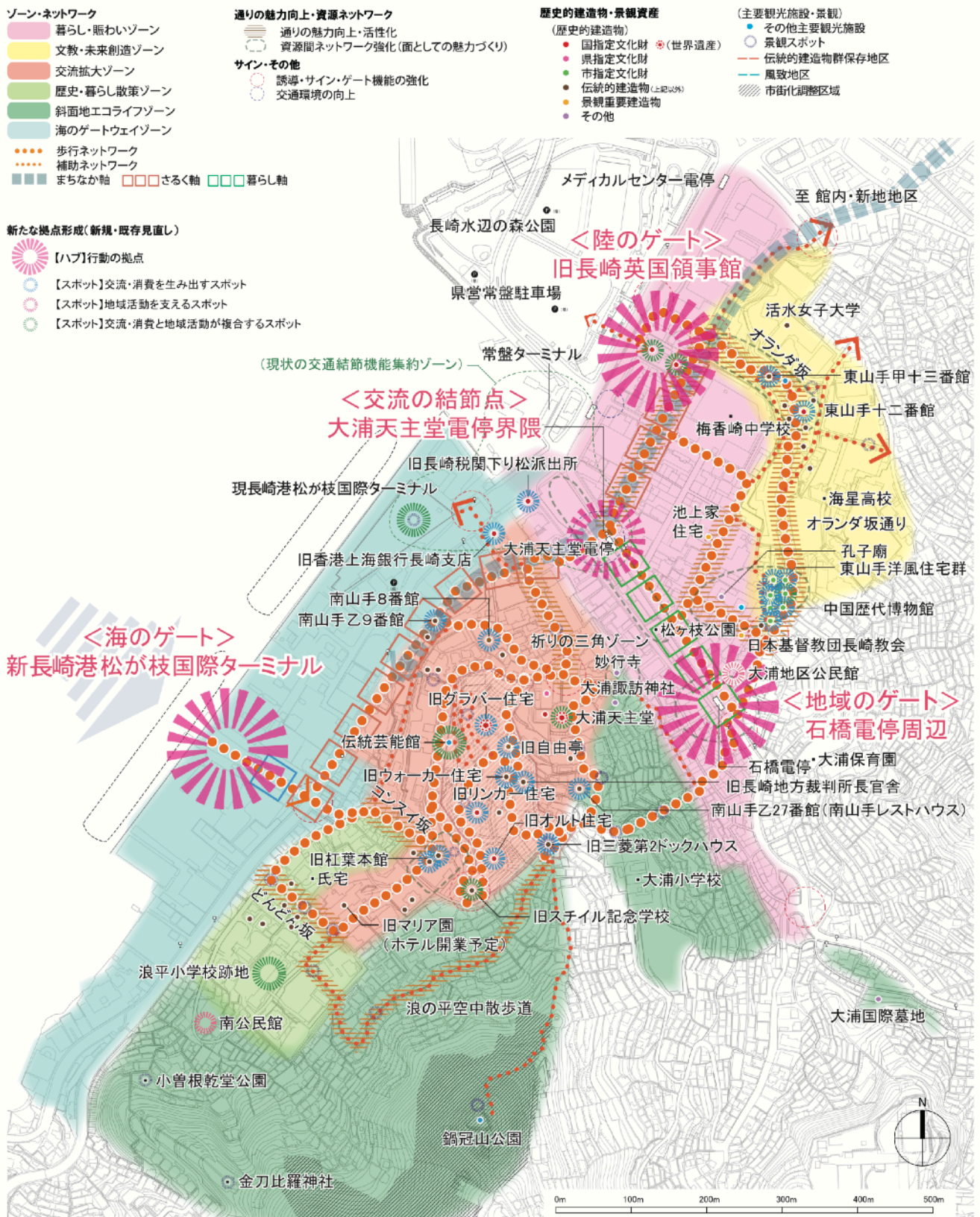


図2-10 長崎居留地歴史まちづくり協議会の活動

組みについて、官民が協働して計画的かつ戦略的に実施していくため、基本となる考え方や事業・取組み内容について整理し関係者で共有するとともに、内外に向けて、この地域で取り組んでいる歴史まちづくりの考え方や事業・取組みに関する説明書としての役割を果たすことを目的として策定された。官民のさまざまな事業や取組みが網羅的に掲載され、11の重点テーマが設定されている²⁰。

歴史的風致維持向上計画に基づく、地域版の歴史まちづくり計画を策定する事例は全国的にも珍しく、これらの計画が歴史まちづくりの推進に大きな役割を果たしているとして、令和6年（2024）3月に計画行政学会第20回計画賞において優秀賞を受賞した²¹。

このように、東山手・南山手重点区域においては、長崎市独自の官民連携による歴史を生かしたまちづくりが推進されており、歴史まちづくりの先進地となっている。



※新長崎港松が枝国際ターミナルの配置計画は、あくまで現段階での案であり、今後の検討で変わることがあります。

図 2-11 グランドデザインにおける計画全体構想図¹⁹

3. 重点区域内外の意識の差異の分析

3. 1 まえがき

長崎市歴史的風致維持向上計画における東山手・南山手重点区域は、前章でも示したとおり商業地、観光地、住宅地を含む多様なゾーンが存在している。歴史を生かしたまちづくりを推進するためには、重点区域内の住民が暮らしやすく、長崎市の重点区域以外の市民や長崎市以外からの観光客も重点区域で非日常を楽しみながら滞在できるようにすることが重要である。そこで、本章では重点区域内の住民と重点区域外の市民を対象として、重点区域に対する意識を調査し、意識が異なる要因を明確にし、重点区域の歴史まちづくりを推進するための知見を得ることを目的とする。具体的には、長崎市が重点区域内の住民と重点区域外の市民に対して郵送にて実施したアンケート調査に基づき、適合度検定²²を行うことで重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異を分析し、差があった質問項目について考察を行う。

まちづくりにおいて地域住民が参加することによる効果を分析する研究はいくつかある^{23,24,25,26}が、本研究のように統計的手法を用いて、線引きされた地区内外の市民の意識について比較分析する研究は見当たらない。また、歴史まちづくりに関連して、地区間を比較した研究として、重要伝統的建造物群保存地区と過去に伝統的建造物群保存対策調査を行ったが選定されるに至っていない未選定地区を比較分析し、町並み保存とまちづくりの実態を明らかにしたものがある²⁷。しかしながら、従来研究では地区間の差異を分析するために本研究のような統計的な手法を用いていない。

3. 2 アンケート調査

アンケート調査は、ランドデザインを策定するにあたり、市民の意識を把握するために長崎市が実施したもので、令和2年（2020）10月16日から11月12日の期間に、無作為抽出した18歳以上の男女に対して郵送にて行った。重点区域内の住民には900件を郵送して411件の回答（回収率：45.7%）、重点区域外の市民には1,500件郵送して566件の回答（回収率：37.7%）を得た。重点区域内外の回答者数は表3-1の通りであり、重点区域内外ともに十分な回答者数が得られていると考える。

本研究で用いたアンケート調査の質問の項目数は17項目であり、質問内容と質問への回答の選択内容を表3-2に示す。表3-2に示す通り、市内での買い物やレジャーの頻度、まち全体の雰囲気・洋館群などの歴史的建造物・街並み景観（通りなど）・長崎港を望む眺望・住宅地の雰囲気・観光施設のグラバー園と大浦天主堂についてのイメージ、重点区域の観光地・歴史・文化・景観などについての各種イメージ、歴史まちづくりの取組みや活動への協力の意思について質問を行った。回答者には1項目の質問で7通りの選択肢、7項目の質問で6通りの選択肢、9項目の質問で3通りの選択肢の中から一つ選択してもらった。

表3-1 アンケート回答者の内訳

年代	重点区域内 [人]	重点区域外 [人]
合計	411	566

表3-2 アンケート質問項目

	観点	質問	選択肢
1	外出頻度	あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか	(1) ほぼ毎日 (2) 週2～3回程度 (3) 週1回程度 (4) 月2～3回程度 (5) 月1回程度 (6) 数年に1回程度 (7) 年数回程度 (8) 年1回程度
2	地域資源の 評価	まち全体の雰囲気	(1) 非常に良い (2) どちらかといえば良い (3) どちらともいえない (4) どちらかといえば悪い (5) 悪い (6) わからない・知らない
3		洋館群などの歴史的建造物	
4		街並み景観（通りなど）	
5		長崎港を望む眺望	
6		住宅地の雰囲気	
7		観光施設：グラバー園	
8		観光施設：大浦天主堂	
9		地区の イメージ	
10	お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区		
11	長崎市の歴史・文化を象徴する地区		
12	浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区		
13	斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区		
14	小学校から大学までそろった文教地区		
15	住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区		
16	若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区		
17	協力意向	あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取り組みや活動について、協力したいと思いますか	(1) 是非協力したい (2) 機会があれば協力したい (3) あまり協力したくない

3. 3 適合度検定

各質問項目において、重点区域内と重点区域外の回答の分布が同じであることを適合度検定によって統計的に分析する。統計的検定では差がないことを否定することによって差があることを証明するため、帰無仮説には差がないという仮説を立てる。そこで、帰無仮説を「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致する」とした。したがって、対立仮説は「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致しない」となる。また、一般的に、Fisherが統計分析で有意水準5%を採用してから有意水準5%が慣例的に使用されており^{28,29}、そのため恣意性を排除して自動的に決定できる有意水準が5%であり、工学分野でも有意水準に1%か5%を用いることが多い。有意水準を1%に設定すると間違いは減るが、実は有効であったことを見逃すことになる。歴史まちづくりにおいて社会的な情勢も関与すると考えられ、有効である手段を見逃すことを避けるため、本研究では有意水準5%を選択した。

適合度検定では、カイ二乗分布に従うカイ二乗値 χ^2 を使う。カイ二乗値 χ^2 は、次のようにして求める。 $i (= 1, 2, \dots, 17)$ 番目の質問に対する回答の選択肢の数を n_i とし、重点区域内と重点区域外において各選択肢を選択した人数をそれぞれ $m_{1,i,j}$ と $m_{2,i,j} (j = 1, 2, \dots, n_i)$ とする。 $m_{1,i,j}$ と $m_{2,i,j}$ を次式で0から1の値に正規化して、それぞれ $\bar{m}_{1,i,j}$ と $\bar{m}_{2,i,j}$ とする。

$$\bar{m}_{1,i,j} = m_{1,i,j} / \sum_{j=1}^{n_i} m_{1,i,j} \quad (3-1)$$

$$\bar{m}_{2,i,j} = m_{2,i,j} / \sum_{j=1}^{n_i} m_{2,i,j} \quad (3-2)$$

すなわち、 $\sum_{j=1}^{n_i} \bar{m}_{1,i,j} = 1$ 、 $\sum_{j=2}^{n_i} \bar{m}_{2,i,j} = 1$ となる。 i 番目の質問のカイ二乗値 χ_i^2 は、次式で求める。

$$\chi_i^2 = \sum_{j=1}^{n_i} (\bar{m}_{1,i,j} - \bar{m}_{2,i,j})^2 / \bar{m}_{2,i,j} \quad (3-3)$$

適合度検定で使用する分布は自由度 $n_i - 1$ のカイ二乗分布であり、適合度検定は片側検定で行う。

カイ二乗分布表30から有意水準5%でかつ自由度 $n_i - 1$ の値を読み取り、その値を α_i とする。

$\chi_i^2 < \alpha_i$ であれば、有意水準5%において帰無仮説を採択し、「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致する」と結論づける。

一方、 $\chi_i^2 \geq \alpha_i$ であれば、有意水準5%において帰無仮説を棄却して対立仮説を採択し、「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致しない」と結論づける。

3. 4 実験と考察

適合度検定の結果を表3-3に示す。「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致しない」と結論づけられた項番は、1、2、4、5、6、10、12、17であった。

重点区域内外で一致しないと結論づけられた質問についてその理由を考察する。以下の考察では、付録Bも参照している。項番1「あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか」については、重点区域内の住民は「ほぼ毎日」と回答した割合が4分の1以上と多く、重点区域外の市民よりも外出頻度が多いと回答している傾向があったことから、重点区

表 3-3 適合度検定の結果

項番	質問	カイ二乗値 χ_i^2	カイ二乗分布表からの読み取り値 α_i	重点区域内外の一致
1	あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか	15.170	14.067	一致しない
2	まち全体の雰囲気	17.687	11.070	一致しない
3	洋館群などの歴史的建造物	7.930	11.070	一致する
4	街並み景観（通りなど）	12.516	11.070	一致しない
5	長崎港を望む眺望	43.108	11.070	一致しない
6	住宅地の雰囲気	22.650	11.070	一致しない
7	観光施設：グラバー園	3.524	11.070	一致する
8	観光施設：大浦天主堂	2.377	11.070	一致する
9	市内有数の観光地として賑わいがある地区	0.660	5.991	一致する
10	お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区	7.639	5.991	一致しない
11	長崎市の歴史・文化を象徴する地区	0.986	5.991	一致する
12	浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区	35.252	5.991	一致しない
13	斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区	2.313	5.991	一致する
14	小学校から大学までそろった文教地区	3.067	5.991	一致する
15	住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区	4.001	5.991	一致する
16	若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区	0.326	5.991	一致する
17	あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取組みや活動について、協力したいと思いますか	19.220	5.991	一致しない

域は市内平均よりも高齢化率が高い¹⁹が、重点区域が市街地に隣接していることから外出の機会が多いためであると考えられる。項番2「まち全体の雰囲気」、項番4「街並み景観（通りなど）」、項番5「長崎港を望む眺望」、項番6「住宅地の雰囲気」については、重点区域内の住民と比較して重点区域外の市民が「わからない・知らない」と多く回答している傾向であった³¹ため、重点区域外の市民に重点区域に足を運んで貰い、雰囲気、景観、眺望を体感して貰う仕掛けづくりや取り組みが必要であると考えられる。項番10「お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区」については、重点区域内の住民は重点区域外の市民と比較してお洒落な店舗や魅力的な店舗が少ないと回答している傾向があった³¹ため、今後の課題として重点区域内において重点区域の住民自身が満足するお洒落な店舗や魅力的な店舗の誘致が必要であると考えられる。同じく項番12「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」については、重点区域内の住民は重点区域外の市民と比較して便利な生活地区であると多く回答している傾向があった³¹ため、重点区域内の住民は重点区域内の利便性を実感していると考えられる。項番17「あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取り組みや活動について、協力したいと思いますか」については、重点区域内の住民は重点区域外の市民と比較して歴史まちづくりの取り組みや活動に協力したいと多く回答している傾向があった³¹ため、重点区域内の住民の地域に貢献するという意識の高さが伺える。

一方、「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致する」と結論づけられた項番は、3、7、8、9、11、13、14、15、16であった。「洋館群などの歴史的建造物」、「観光施設：グラバー園」、「観光施設：大浦天主堂」、「長崎市の歴史・文化を象徴する地区」、「住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区」などのようなメジャーな観光施設やイベントについては重点区域内外の認識は一致する傾向があった。洋館群やグラバー園、大浦天主堂は、重点区域内外で評価が高く、長崎市民全体として重点区域の観光に理解が高いと考えられる。

以上をまとめると、洋館群やグラバー園、大浦天主堂、イベントについては重点区域内外での認識は一致しており、高い評価をしている。重点区域外の市民は、重点区域の雰囲気、景観、眺望について知らない傾向がある。重点区域の住民は、高齢化率が高いにも関わらず、外出の頻度

が多く、生活の利便性を実感している。また、重点区域内の住民の地域貢献への意識の高さもある。すなわち、重点区域外の市民に重点区域の雰囲気、景観、眺望、利便性についてPRを行うことで、重点区域への移住や定住に効果がある可能性があると考え（図3-1、図3-2参照）。また、重点区域で実際に生活している重点区域の住民が、重点区域外の市民と比較して重点区域にお洒落な店舗や魅力的な店舗が少ないと感じていることから、重点区域の住民自身が満足するお洒落な店舗や魅力的な店舗を誘致する必要があると考える。



図3-1 歴史的建造物と緑が織りなす良好な景観（南山手地区）



図3-2 建物高さ制限による海への眺望（南山手地区）

3. 5 まとめ

東山手・南山手重点区域において、重点区域内外に関する意識の違いを定量的かつ定性的に評価するために、長崎市が実施した重点区域内の住民と重点区域外の市民にアンケート調査を基に適合度検定を行い、重点区域内外での意識の差異を分析した。さらに、適合度検定の結果、差異があると分析された質問項目について、以下の通り考察した。

- 重点区域外の市民に重点区域の雰囲気、景観、眺望、利便性について PR を行うことで、重点区域への移住や定住に効果がある可能性がある。
- 重点区域の住民は地域貢献への意識が高いため、重点区域の住民が協力し、歴史的な観点から重点区域の住民自身が満足するお洒落な店舗や魅力的な店舗を開発する必要がある。

今後の課題として、観光客にもアンケート調査を行い、東山手・南山手重点区域に長崎市外からの観光客を呼び込むための要因を明らかにすることが考えられる。

4. 重点区域内外の年代別の意識の差異の分析

4. 1 まえがき

前章では、適合度検定を用いて重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異を統計的に分析を行った。この分析において、重点区域内の住民自身が魅力的に感じる重点区域の雰囲気、景観、眺望、利便性について重点区域外の市民にPRを行うことで、重点区域への移住や定住に効果がある可能性があることが示されている。また、重点区域内の住民は地域貢献への意識が高いため、重点区域内の住民が協力し、歴史的な観点から重点区域内の住民自身が満足するお洒落な店舗や魅力的な店舗を誘致する必要があることも示されている。しかしながら、重点区域内外の意識の差異の分析は10代以上の全世代をまとめて行っているため、年代別に分析した方がより緻密な分析が行えると考えられる。

そこで、本研究では、前章の重点区域内外での意識の差異の分析を年代別に行うことでより緻密な分析を行うことを目的とする。このとき、従来研究と同様にアンケート調査を基にした適合度検定を行い、その結果を基に考察を行う。具体的には、重点区域内外のそれぞれで年代間の意識の差異について適合度検定を用いて分析する。前章は重点区域内外の意識の差異を分析しているが、本研究は年代間の意識の差異を分析している点が異なる。また、まちづくりにおいてアンケート調査による年代別の分析はこれまでに数多く行われている^{32,33,34,35,36,37}が、本研究のような統計的手法は用いられていない。

4. 2 アンケート調査

本研究では、前章と同じく、長崎市が令和2年（2020）10月16日から11月12日の期間に18歳以上の男女に対して郵送にて行ったアンケート調査の結果を用いた。アンケート調査では、重点区域内の住民に900件郵送し、411件の回答（回収率45.7%）を得ている。また、重点区域外の市民には1,500件郵送し、566件の回答（回収率37.7%）を得ている。本研究では、10代・20代、30代、40代、50代、60代、70代以上という六つの年代別で分析を行う。重点区域内外の年代別の回答者の人数を表4-1に示す。表4-1を見ると、重点区域内外ともに年代が高いほど、回答者数が多くなっているが、すべての年代で十分な回答者数が得られていると考える。本研究のアンケート調査の質問に関しては3.2節と同様である。

表4-1 アンケート回答者の内訳-1

年代	重点区域内 [人]	重点区域外 [人]
10代・20代	25	44
30代	32	63
40代	58	92
50代	79	88
60代	85	114
70代以上	127	159
不明	5	6
合計	411	566

4. 3 適合度検定

各質問項目において、年代別に重点区域内と重点区域外の回答の分布が同じであるかを適合度検定によって統計的に分析する。ここで、帰無仮説を「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致する」とする。したがって、対立仮説は「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致しない」となる。また、本研究では有意水準5%を用いる。以下、3.3節と同様である。

4. 4 実験と考察

適合度検定の結果を表4-2に示す。表4-2において、「○」印は「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致する（以下、「一致する」とする。）」、「－」印は「重点区域内の質問に対する回答の分布は重点区域外の質問に対する回答の分布と一致しない（以下、「一致しない」とする。）」ことを意味する。

表4-2 適合度検定の結果

項番	質問	10代・20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
1	あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか	○	○	－	○	○	－
2	まち全体の雰囲気	－	－	－	○	○	○
3	洋館群などの歴史的建造物	－	－	－	○	○	－
4	街並み景観（通りなど）	○	○	○	○	○	○
5	長崎港を望む眺望	－	－	－	○	○	○
6	住宅地の雰囲気	－	－	○	○	－	○
7	観光施設：グラバー園	－	－	－	○	－	－
8	観光施設：大浦天主堂	－	－	－	○	○	－
9	市内有数の観光地として賑わいがある地区	－	○	－	－	○	○
10	お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区	－	－	－	－	－	○
11	長崎市の歴史・文化を象徴する地区	－	○	－	－	○	○
12	浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区	－	－	－	－	－	－
13	斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区	－	○	－	○	○	○
14	小学校から大学までそろった文教地区	－	－	－	○	－	○
15	住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区	○	－	－	○	○	－
16	若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区	○	－	－	○	－	○
17	あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取り組みや活動について、協力したいと思いますか	－	○	－	－	－	－
項番一致数		4	6	2	12	10	10

表4-2より、すべての年代で一致する項番は4であり、「街並み景観（通りの雰囲気など）」について全世代において重点区域内で「非常に良い」と回答した割合が19.5%、「どちらかといえば良い」が41.1%、重点区域外で「非常に良い」と回答した割合が16.3%、「どちらかといえば良い」が43.6%であった。すなわち、すべての年代で「街並み景観（通りの雰囲気など）」の印象は重点区域内外で良好であると考えられる。一方、すべての年代で一致しない項番は12であり、「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」について全世代で「非常にそう思う」と回答した割合が重点区域内で50.9%、重点区域外で26.0%であった。すなわち、重点区域外の市民に重点区域が浜の町や水辺の森公園に近いということを知ってもらう広報活動を行い、重点区域と浜の町と水辺の森公園で連携して余暇を楽しんでもらうような取り組みが必要であると考えられる。また、この点については長崎市外からの観光客へのPRも重要であるとも考えられる。さらに、重点区域外の市民や長崎市外の方に重点地区内の生活空間としての利便性をPRすることで重点区域内への移住や定住に繋げる取り組みも必要であると考えられる。

次に、年代ごとで一致する項番の数を調べた。一致する項番の数は、10代・20代で4、30代で6、40代で2、50代で12、60代で10、70代以上で10となり、10代から40代と50代以上で明確な違いが見て取れた。10代から40代は重点区域内外で意識の差異が大きく、50代以上は重点区域内外で差異の差異が小さい。すなわち、10代から40代での重点区域内外の意識の違いを明確にした上で、歴史まちづくりの施策を考えることが重要であると考えられる。

上述の結果を踏まえて、10代から40代の各項番の一致しない場合において、重点区域内外を比較してポジティブな回答（表4-3の選択肢の数値が小さい方）が多かった方を調べた。この結果を表4-3に示す。表4-3では、重点区域内外においてポジティブな回答が多かった方を「内」印または「外」印で記述している。また、10代から40代の各項番の一致しない場合は「－」印としている。

表4-3より、おおむね重点区域内の住民の方が重点地域外の市民よりもポジティブな回答が多かった。すなわち、10代から40代の重点区域内の住民のまち全体の雰囲気・洋館群などの歴史的建造物・街並み景観・長崎港を望む眺望・住宅地の雰囲気・観光施設のグラバー園と大浦天主堂についてのイメージ、観光地・歴史・文化・景観などについての各種イメージ、歴史まちづくり

表4-3 ポジティブな回答が多かった属性

項番	質問	10代・20代	30代	40代
1	あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか	—	—	外
2	まち全体の雰囲気	内	内	内
3	洋館群などの歴史的建造物	内	内	内
4	街並み景観（通りなど）	—	—	—
5	長崎港を望む眺望	内	内	内
6	住宅地の雰囲気	内	内	—
7	観光施設：グラバー園	内	内	内
8	観光施設：大浦天主堂	内	内	内
9	市内有数の観光地として賑わいがある地区	内	—	内
10	お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区	外	外	外
11	長崎市の歴史・文化を象徴する地区	外	—	内
12	浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区	内	内	内
13	斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区	内	—	内
14	小学校から大学までそろった文教地区	内	内	内
15	住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区	—	内	内
16	若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区	—	内	内
17	あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取り組みや活動について、協力したいと思いますか	内	—	内

の取り組みや活動へ意思を10代から40代の重点区域外の市民に向けてPRし、全市民が歴史的資産の価値を理解する必要があると考えられる。一方、項番1の40代、項番10の10代から40代、項番11の10代・20代では、重点区域外の市民の方が重点区域内の住民よりもポジティブな回答が多かった。項番1の40代において、重点区域外の市民の方が重点区域内の住民よりも外出頻度が多い傾向があることから、重点区域外の40代の市民に向けた重点区域の魅力のPRが有効であると考えられる。項番10の10代から40代において、重点区域内の住民の方が重点区域外の市民よりもお洒落な店舗や魅力的な店舗が少ないと感じていることから、重点区域の10代から40代の住民自身が満足するお洒落な店舗や魅力的な店舗を歴史的な観点から開発する取り組みを行うことが重要であると考えられる。項番11の10代・20代において、重点区域内の住民の方が重点区域外の市民

よりも重点区域が長崎市の歴史や文化を象徴していると思っていないことから、重点区域内の10代・20代とより若い世代に重点区域の歴史や文化を知ってもらう機会や取り組みを歴史まちづくりの施策に盛り込む必要があると考えられる。

4. 5 まとめ

本章では、長崎市が実施した重点区域内の住民と重点区域外の市民に対するアンケート調査について、前章の知見を生かしてより詳細な分析を行うため、年代別で適合度検定を実施した。実験の結果、下記のことが明らかになった。

- 10代から40代は重点区域内外で意識の差異が大きく、50代以上は重点区域内外で意識の差異が小さい。
- 10代から40代において、重点区域内の住民の方が重点区域外の市民よりも重点区域の観光地、歴史、文化、景観、歴史まちづくりの取り組みに対しておおむねポジティブな感情を持っている。
- 10代から40代において、重点区域内の住民の方が重点区域外の市民よりもお洒落な店舗や魅力的な店舗が少ないと感じている。
- 10代から40代において、重点区域内の住民の方が重点区域外の市民よりも重点区域が長崎市の歴史や文化を象徴していると思っていない。

5. 重点区域内外別の年代別の意識の差異の分析

5. 1 まえがき

前章では、重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異について、年代別に分析を行うことでより詳細な分析を行なった。それによって、年代別で意識に差異があることが明確になった。

そこで、本章では、長崎市が実施したアンケート調査を基に、前章とは異なる観点で分析することを目的とする。具体的には、重点区域内外のそれぞれで年代間の意識の差異について適合度検定を用いて分析する。また、まちづくりにおいてアンケート調査による年代別の分析はこれまでに数多く行われているが、本研究のような統計的手法は用いられていない。

5. 2 アンケート調査

本章では、第3章及び前章と同じく、長崎市が令和2年（2020）10月16日から11月12日の期間に18歳以上の男女に対して郵送にて行ったアンケート調査の結果を用いる。アンケート調査では、重点区域内の住民に900件郵送し、411件の回答（回収率45.7%）を得ている。また、重点区域外の市民には1,500件郵送し、566件の回答（回収率37.7%）を得ている。本研究では、10代・20代、30代、40代、50代、60代、70代以上という六つの年代別で分析を行う。重点区域内外の年代別の回答者の人数を表5-1に示す。表5-1を見ると、重点区域内外ともに年代が高いほど、回答者数が多くなっているが、すべての年代で十分な回答者数が得られていると考える。本研究のアンケート調査の質問に関しては、3.2節と同様である。

表5-1 アンケート回答者の内訳-2

年代	重点区域内 [人]	重点区域外 [人]
10代・20代	25	44
30代	32	63
40代	58	92
50代	79	88
60代	85	114
70代以上	127	159
不明	5	6
合計	411	566

5. 3 適合度検定

各質問項目において、重点区域内外のそれぞれで年代間の回答の分布が同じであるかを適合度検定によって統計的に分析する。ここで、帰無仮説を「重点区域内（重点地区外）におけるある年代の質問に対する回答の分布は別の年代の質問に対する回答の分布と一致する」とする。したがって、対立仮説は「重点区域内（重点地区外）におけるある年代の質問に対する回答の分布は別の年代の質問に対する回答の分布と一致しない」となる。また、本研究では有意水準5%を用いる。以下、3.3節と同様である。

5. 4 実験と考察

重点区域内外の適合度検定の結果をそれぞれ表5-2と表5-3に示す。表5-2と表5-3において、「○」印は「重点区域内（重点地区外）におけるある年代（表の1段目の年代）の質問に対する回答の分布が別の年代（表の2段目の年代）の質問に対する回答の分布と一致する（以下「一致する」とする。）」ことを意味する。また、「－」印は「重点区域内（重点地区外）におけるある年代（表の1段目の年代）の質問に対する回答の分布が別の年代（表の2段目の年代）の質問

表5-2 重点区域内の年代別比較

項番	10代 20代	10代 20代	10代 20代	10代 20代	10代 20代	30代	30代	30代	30代	40代	40代	40代	50代	50代	60代	一致数
	30代	40代	50代	60代	70代 以上	40代	50代	60代	70代 以上	50代	60代	70代 以上	60代	70代 以上		
1	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	0
2	○	○	○	○	－	○	○	○	－	○	○	－	－	○	－	10
3	－	－	○	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	－	－	3
4	－	○	○	－	－	○	－	－	－	○	－	－	－	○	○	6
5	○	－	○	－	○	○	－	－	○	－	－	－	－	○	－	6
6	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	－	○	○	3
7	－	－	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	5
8	－	－	○	－	○	－	－	○	－	－	－	○	－	○	－	5
9	－	－	－	－	－	○	－	○	○	－	○	○	○	○	○	8
10	○	－	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	○	○	○	5
11	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	－	－	○	○	○	6
12	○	－	－	－	－	○	－	○	－	○	○	○	○	○	○	9
13	－	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	○	－	○	3
14	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	－	○	○	○	－	5
15	－	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	○	○	○	○	5
16	－	○	－	－	－	－	○	－	－	－	－	－	－	○	○	4
17	○	－	－	－	－	－	－	－	－	○	○	○	－	○	○	6
一致数	6	3	6	1	3	8	4	6	4	6	4	7	7	14	10	89

に対する回答の分布と一致しない（以下「一致しない」とする。）」ことを意味する。また、右端の列と一番下の行は、それぞれ各行と各列の「○」の数である。

表5-2より、重点区域内において、年代間で一致する項番の数が最も少なくなった場合は、「10代・20代」と「60代」間で、その数は1であった。次は、「10代・20代」と「40代」間および「10代・20代」と「70代以上」間の場合で、その数は3であった。一方、年代間で一致する項番の数が最も多くなった場合は、「50代」と「70代以上」間で、その数は14であった。次は、「60

表 5-3 重点区域外の年代別比較

項番	10代 20代	10代 20代	10代 20代	10代 20代	10代 20代	30代	30代	30代	30代	40代	40代	40代	50代	50代	60代	一致数
	30代	40代	50代	60代	70代 以上	40代	50代	60代	70代 以上	50代	60代	70代 以上	60代	70代 以上		
1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	2
2	○	—	○	—	○	—	—	○	○	—	—	—	—	○	○	7
3	—	—	○	○	○	—	—	—	—	—	○	—	○	○	—	6
4	○	—	○	—	—	—	○	○	○	—	○	—	—	○	○	8
5	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	3
6	—	—	○	○	○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	○	6
7	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	○	3
8	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○	—	—	3
9	○	○	○	○	—	—	—	○	○	○	○	—	○	—	—	9
10	—	—	—	—	—	○	—	—	○	○	○	○	○	○	○	8
11	—	—	○	—	—	—	—	○	○	○	○	○	○	○	○	9
12	○	○	—	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○	○	○	13
13	○	○	○	○	○	—	—	○	—	○	○	○	○	○	○	12
14	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○	—	○	—	○	—	7
15	—	—	○	—	—	○	○	—	○	○	—	○	○	—	—	7
16	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○	—	○	—	○	—	5
17	○	○	—	○	—	—	—	—	—	○	○	—	—	○	—	6
一致数	8	4	8	6	5	5	6	6	8	10	9	7	10	13	9	114

代」と「70代以上」間で、その数は10であった。すなわち、全体的に、「10代・20代」と「40代」以上の住民の意識の差異が大きい傾向があった。一方、「70代以上」と「50代」および「60代」住民の意識の差異が小さい傾向があった。したがって、重点区域内の住民において、「10代・20代」の住民の意識をくみ取り、「40代」以上の住民の意識とすり合わせながら、歴史まちづくりの施策を立案させることが重要であると考えられる。

また、各項番ごとに比較すると、表5-2より、重点区域内において一致する年代間の数が最も少なかった場合は項番1で、その数は0であった。次は、項番3と項番6、項番13で、その数は3であった。すなわち、項番1「あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか」で一致する年代間の数が最も少なかったことは、年代によって市内への買い物やレジャーなどの外出頻度が大きく異なることを意味する。また、項番3「洋館群などの歴史的建造物」、項番6「住宅地の雰囲気」、項番13「斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区」において、年配の年代の住民は若い年代の住民よりも評価が低い傾向があったため、年配の年代の住民に対して洋館群などの歴史的建造物、住宅地の雰囲気、斜面や細い道路などの特徴的な景観について評価が低い理由を調べる必要がある。一方、各項番において一致する年代間の数が最も多かった場合は、項番4で、その数は10であった。次に、項番12と項番9と続き、その数はそれぞれ9と8であった。すなわち、項番4「街並み景観（通りの雰囲気など）」において、すべての年代で評価が高かった。また、項番12「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」と項番9「市内有数の観光地として賑わいがある地区」において、すべての年代で評価が高かった。

表5-3より、重点区域外において、年代間で一致する項番の数が最も少なくなった場合は、「10代・20代」と「40代」間で、その数は4であった。次は、「10代・20代」と「70代以上」間の場合で、その数は5であった。一方、年代間で一致する項番の数が最も多くなった場合は、「50代」と「70代以上」間で、その数は13であった。次は、「40代」と「50代」間および「50代」と「60代」間で、その数は10であった。すなわち、全体的に「10代・20代」と「40代」以上の市民の意識の差異が大きい傾向があった。一方、「40代」以上の年代間の市民の意識の差異が小さい傾向があった。したがって、重点区域外の市民において、「10代・20代」の市民の意識をく

み取り、「40代」以上市民の意識とすり合わせを行うことで、歴史まちづくりの施策を立案させることが重要であると考えられる。

また、表5-3より、重点区域外において、各項番において一致する年代間の数が最も少なかった場合は、項番1で、その数は2であった。次は、項番5と項番8で、その数は3であった。すなわち、項番1「あなたは、日常的に市内で買い物やレジャーなどで、どの程度外出しますか」一致する年代間の数が最も少なかったことは、年代によって市内への買い物やレジャーなどの外出頻度が大きく異なることを意味する。また、項番5「長崎港を望む眺望」、項番8「観光施設：大浦天主堂」について、若い年代の市民は年配の年代の市民よりも評価が低い傾向があったため、若い年代の市民に対して長崎港を望む眺望や大浦天主堂について評価が低い理由を調べる必要がある。一方、各項番において一致する年代間の数が最も多かった場合は、項番12で、その数は13であった。次は、項番13で、その数は12であった。すなわち、項番12「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」と項番13「斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区」において、すべての年代で評価が高かった。

表5-3と表5-4より、重点区域内外で一致しなかった数を調べると、それぞれ166と141であった。すなわち、重点区域外の市民よりも重点区域内の住民の方が年代間の意識の差異が大きかったことがわかった。したがって、まずは重点区域内の住民に対して年代間の意識の違いを明確にし、その対応を行うことが重要であると考えられる。

5. 5 まとめ

本章では、長崎市が実施した重点区域内の住民と重点区域外の市民に対するアンケート調査について、前章での知見を生かして、重点区域の内外別かつ年代別で適合度検定を実施した。実験の結果、下記のことが明らかになった。

重点区域内外について共通していたことは、次のとおりであった。

- 年代によって市内への買い物やレジャーなどの外出頻度が大きく異なっていた。
- 重点区域外の市民よりも重点区域内の住民の方が年代間の意識の差異が大きい。

重点区域内の住民については、次のとおりであった。

- 「10代・20代」の住民の意識をくみ取り、「40代」以上の住民の意識とすり合わせながら、歴史まちづくりの施策を立案させることが重要である。
- 若い年代に対して年配の年代の住民は、洋館群などの歴史的建造物、住宅地の雰囲気、斜面や細い道路などの特徴的な景観について評価が低い。
- 項番4「街並み景観（通りの雰囲気など）」において、すべての年代で評価が高かった。また、項番12「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」と項番9「市内有数の観光地として賑わいがある地区」において、すべての年代で評価が高かった。

重点区域外の市民については、次のとおりであった。

- 「10代・20代」の市民の意識をくみ取り、「40代」以上市民の意識とすり合わせを行うことで、歴史まちづくりの施策を立案させることが重要である。
- 若い年代は、年配の年代の市民よりも長崎港を望む眺望や大浦天主堂について評価が低い。
- 項番12「浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区」と項番13「斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区」において、すべての年代で評価が高かった。

今後の課題は、評価が低かった項目について、その理由を明らかにすることである。

6. 重点地区内のまちづくり団体の情報の取り扱いに関する分析

6. 1 まえがき

近年、あらゆる分野においてデジタルトランスフォーメーション（以下、「DX」という。）が推進されている。DXは、国の定義によれば「企業が外部エコシステム（顧客、市場）の劇的な変化に対応しつつ、内部エコシステム（組織、文化、従業員）の変革を牽引しながら、第3のプラットフォーム（クラウド、モビリティ、ビッグデータ／アナリティクス、ソーシャル技術）を利用して、新しい製品やサービス、新しいビジネスモデルを通して、ネットとリアルの両面での顧客エクスペリエンスの変革を図ることで価値を創出し、競争上の優位性を確立すること」であるという³⁸。こうした社会の流れを受けて、国土交通省都市局は令和2年（2022）に「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン」を策定し、まちづくり分野についてもDXを推進するための施策を展開している³⁹。

自治体などの行政機関においては、上記のような国の流れを受けて、まちづくりDXに関する取組が増えている。しかしながら、まちづくりの主体となる自治会などの地域の民間団体については、DX化の推進はおろか、情報の取り扱いの状況について明らかになっていないことが多い。そこで、本章では、長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域内で活動するまちづくり団体について、情報の取り扱いの現状について明らかにすることを目的とする。

国土交通省都市局が平成24年（2012）に公開した調査⁴⁰は、全国のまちづくり団体にアンケート調査を行い、まちづくり活動に必要な情報や伝えたい情報とその方法について明らかにしており非常に参考になるが、調査から10年以上が経過しており鮮度に欠けている。小野寺らは、全国の98のエリアプラットフォーム団体の実態を把握するためのアンケートを行い、そのなかで情報発信の方法や連絡手段についても調査を行なっている⁴¹。しかしながら、本研究のように地域でまちづくりに取り組む団体の情報の取り扱いに関する研究は見当たらない。

6. 2 アンケート調査

令和6年（2024）7月25日から10月31日の間に、重点区域内で活動する団体に対して直接配布またはウェブ回答形式でアンケート調査を実施した。集会の場での呼びかけや、地域の代表者にアンケート用紙を渡して回答をとりまとめるなどしたため、配布数と回収率は算出できなかった。表6-1のとおり、最終的には31団体からの回答を得ることができた。

設問を表6-2から6-5に示す。平成24年（2012）3月に国土交通省都市局が公表した調査を基に、まちづくり活動に関する「情報の入手」、「情報の発信」、「情報の共有」の三つのセクションで構成した。「情報の入手」、「情報の発信」に関する設問としては、情報の種類については15項目の選択肢を示し、優先度が高いもの上位三つを選択、方法については16項目の設問について3通りの選択肢の中から一つ選択、使用しているSNSについては8種類の選択肢から該当するものすべてを複数選択、満足度については4通りの選択肢から一つを選択してもらった。そのほか、団体の属性、メンバー数、平均年齢、男女比についても質問した。「情報の共有」に関する設問としては、方法について10項目の設問について3通りの選択肢の中から一つ選択、満足度については同様に4通り（満足している、やや満足している、やや満足していない、満足していない）の選択肢から一つを選択してもらった。

表6-1 回答団体の内訳

団体属性	回答団体数 [団体]	割合 [%]
自治関係の非営利団体	8	25.8
環境整備関係の非営利団体	7	22.6
法人	6	19.4
福祉関係の非営利団体	1	3.2
その他	9	29.0
合計	31	100

表6-2 アンケートの選択肢（1）

質問	種別	選択肢
必要としている情報の種類	自身についての情報	(1)自身（自社）の活動に対する意見や反応
	地域の活動や資源に関する情報	(2)地域のイベント情報 (3)地域のまちづくり団体の情報 (4)連携・協力できる民間企業の情報 (5)まちづくりコンサルタント・専門家情報 (6)地域の人材情報（協力者、参加者等） (7)活動場所の情報（空き店舗・イベントスペース等）
	法制度・支援制度	(8)行政機関等の動向・各種支援情報 (9)支援事業の具体的な活用方法
	ノウハウ・事例情報	(10)まちづくり活動のノウハウ (11)他地域のまちづくり活動情報 (12)成功事例の取組プロセス・苦労話 (13)支援事業によらない取組の事例
	各種調査結果	(14)各種調査結果
	その他	(15)その他
外部に伝えた情報	自身についての情報	(1)自身(自社)の団体情報、活動経緯
	地域の活動や資源に関する情報	(2)地域のイベント情報 (3)地域のまちづくり団体の情報 (4)連携・協力できる民間企業の情報 (5)まちづくりコンサルタント・専門家情報 (6)地域の人材情報（協力者、参加者等） (7)活動場所の情報（空き店舗・イベントスペース等）
	法制度・支援制度	(8)行政機関等の動向・各種支援情報 (9)支援事業の具体的な活用方法
	ノウハウ・事例情報	(10)まちづくり活動のノウハウ (11)他地域のまちづくり活動情報 (12)成功事例の取組プロセス・苦労話 (13)支援事業によらない取組の事例
	各種調査結果	(14)各種調査結果
	その他	(15)その他

表 6-3 アンケートの選択肢（2）

質問		選択肢
まちづくり活動に必要な情報を得るための方法／まちづくり活動の情報を外部に伝えるための方法	地域内での会議や勉強会等	(1)いま役に立っている (2)今後活用したい (3)どちらでもない
	地域内の関係者との交流（会議等以外）	
	地域外の団体との会議や勉強会等	
	地域外の団体との交流（会議等以外）	
	電話・FAX	
	メールマガジン・メーリングリスト	
	ホームページ	
	ブログ	
	SNS（facebook等）	
	動画配信（YouTube等）	
	フリーペーパー	
	地域の広報誌	
	チラシ	
	新聞・雑誌	
	テレビ・ラジオ	
その他		

表 6-4 アンケートの選択肢（3）

質問	選択肢
まちづくり活動の情報を得る際に利用しているSNS	(1)SNSは利用していない（次の設問へ） (2)facebook (3)Instagram (4)LINE (5)X（旧Twitter） (6)YouTube (7)TikTok (8)その他
まちづくり活動の情報を外部に伝える際に利用しているSNS	

表 6-5 アンケートの選択肢（4）

質問		選択肢
団体内でまちづくり活動の情報を共有するための方法	地域内での会議や勉強会等地域内の関係者との交流（会議等以外）	(1)いま役に立っている (2)今後活用したい (3)「どちらでもない」から選択
	電話・FAX	
	メールマガジン・メーリングリスト	
	facebookグループ	
	facebookメッセージ	
	LINEグループ	
	地域の広報誌	
	地域の掲示板	
	その他	

6. 3 アンケート調査の結果

まず、情報の入手についてのアンケート結果を示す。必要としている情報の種類は図6-1のとおり、「行政機関等の動向・各種支援情報」、「地域のまちづくり団体の情報」、「地域の人材情報（協力者、参加者等）」に対するニーズが高かった。その一方で、「まちづくりコンサルタント・専門家情報」、「活動場所の情報（空き店舗・イベントスペース等）」、「各種調査結果」に対するニーズが低かった。全体を見ると、「地域の活動や資源に関する情報」に対する関心が高く、「ノウハウ・事例情報」に対するニーズが低かった。

情報を得るための方法は図6-2のとおり、「地域内での会議や勉強会等」、「地域内の関係者との交流（会議等以外）」、「地域の広報誌」のニーズが高かった。その一方で、「電話・FAX」、「メールマガジン・メーリングリスト」、「フリーペーパー」のニーズが低かった。

情報を得る際に利用しているSNSを図6-3に示す。最も多く使用されているものはLINEで21団体（67.7%）次いでfacecookで19団体（61.3%）、次いでInstagramで15団体（48.4%）であった。

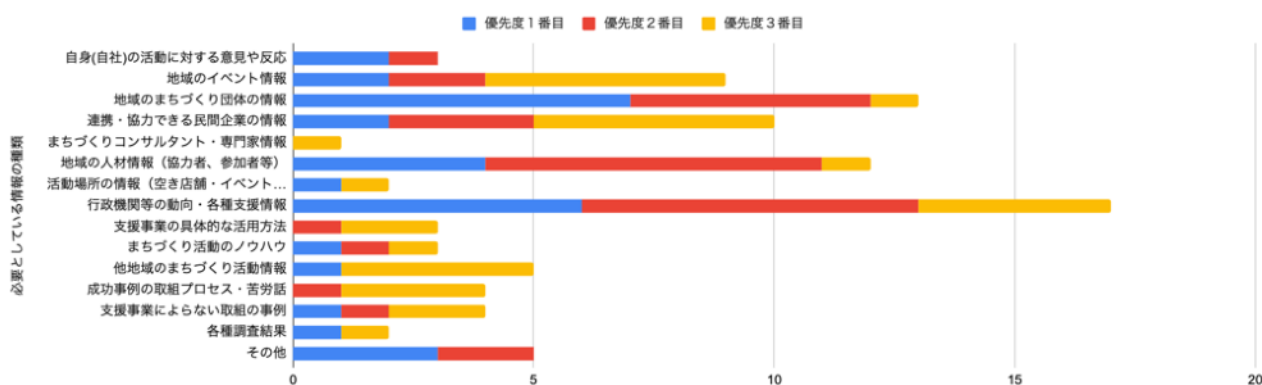


図6-1 必要としている情報の種類

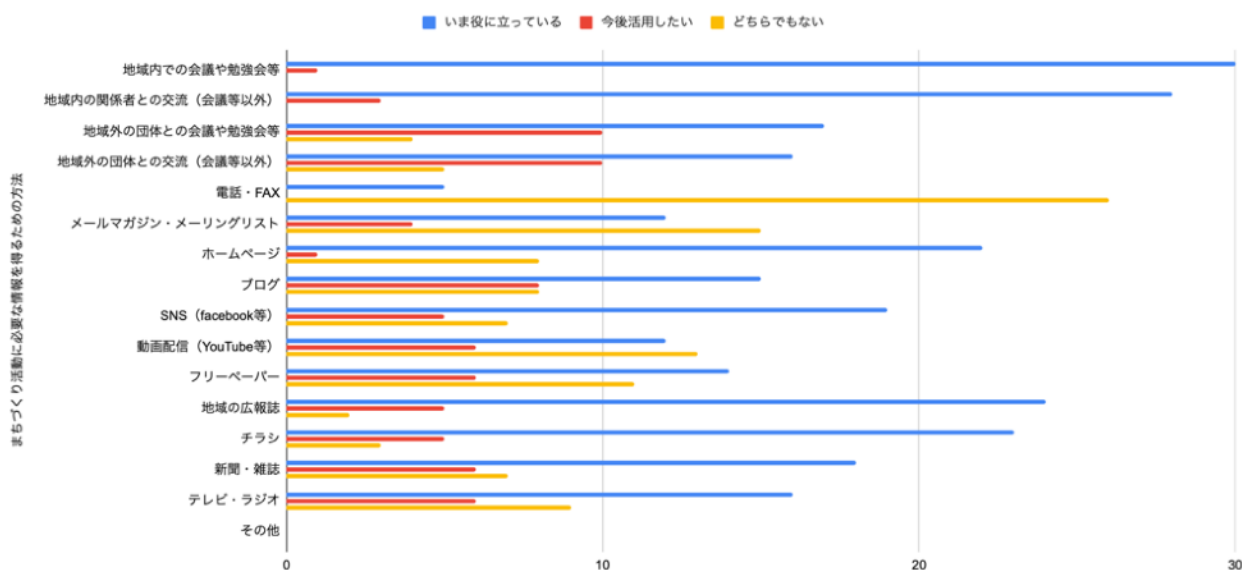


図6-2 必要な情報を得るための方法

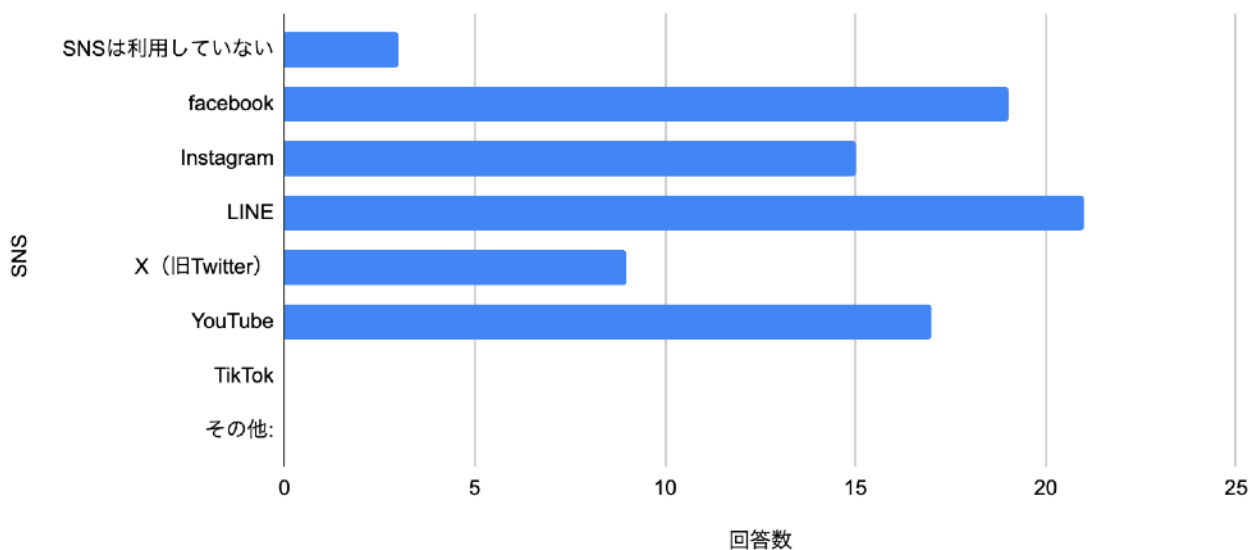


図6-3 情報を得る際に利用しているSNS

情報を得る際に現在利用している方法に対する満足度を図6-4に示す。「満足している」と答えたのは3団体（9.7%）、「やや満足している」と答えたのは16団体（51.6%）、「やや満足していない」と答えたのは11団体（35.5%）、「満足していない」と答えたのは1団体（3.2%）であった。

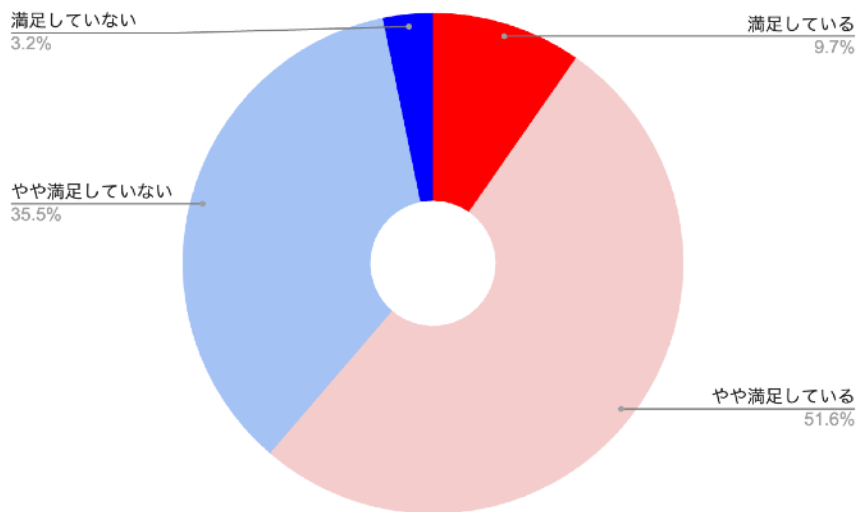


図 6-4 情報を得る際に現在利用している方法に対する満足度

次に、情報の発信についてのアンケート結果を示す。外部に伝えたい情報の種類は図6-5のとおり、「地域のイベント情報」、「地域のまちづくり団体の情報」、「自身（自社）の団体情報、活動経緯」に対するニーズが高かった。その一方で、「まちづくり活動のノウハウ」、「支援事業によらない取組の事例」、「各種調査結果」に対するニーズが低かった。全体を見ると、「地域の活動や資源に関する情報」に対する関心が高く、「法制度・支援情報」に対するニーズが低かった。全体を見ると、「地域の活動や資源に関する情報」に対する関心が高く、「ノウハウ・事例情報」に対するニーズが低かった。

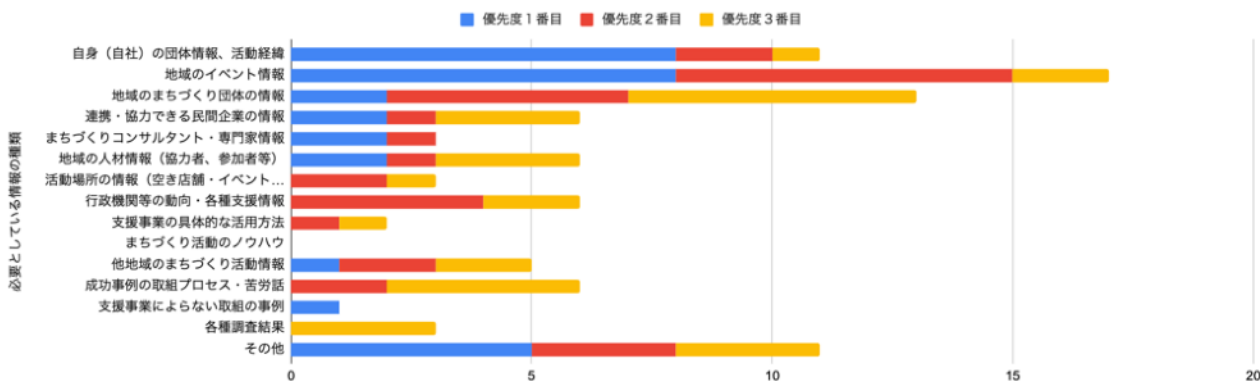


図 6-5 外部に伝えたい情報の種類

情報を外部に伝えるための方法は図6-6のとおり、「地域内での会議や勉強会等」、「地域内の関係者との交流（会議等以外）」、「SNS（facebook等）」、「チラシ」のニーズが高かった。その一方で、「電話・FAX」、「メールマガジン・メーリングリスト」、「フリーペーパー」のニーズが低かった。

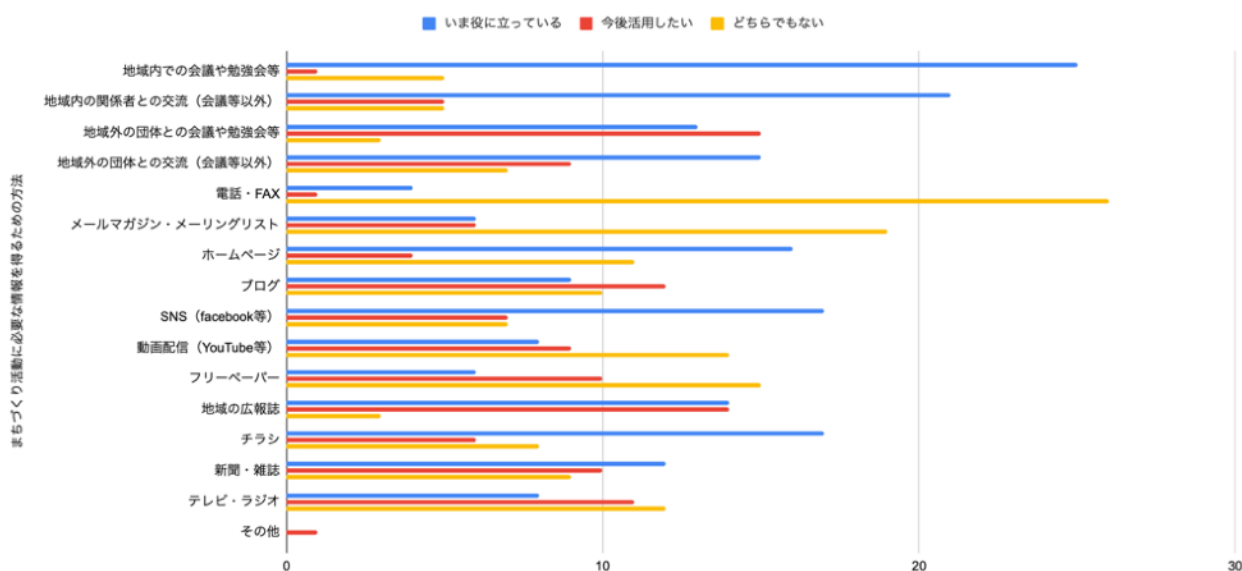


図6-6 情報を外部に伝えるための方法

情報を外部に伝える際に利用しているSNSを図6-7に示す。最も多く使用されているものはfacebookで17団体（54.8%）次いでLINEで13団体（41.9%）、次いでInstagramで12団体（38.7%）であった。

情報を外部に伝える際に現在利用している方法に対する満足度を図6-8に示す。「満足している」と答えたのは2団体（6.5%）、「やや満足している」と答えたのは9団体（29%）、「やや満足していない」と答えたのは9団体（29%）、「満足していない」と答えたのは11団体（35.5%）であった。

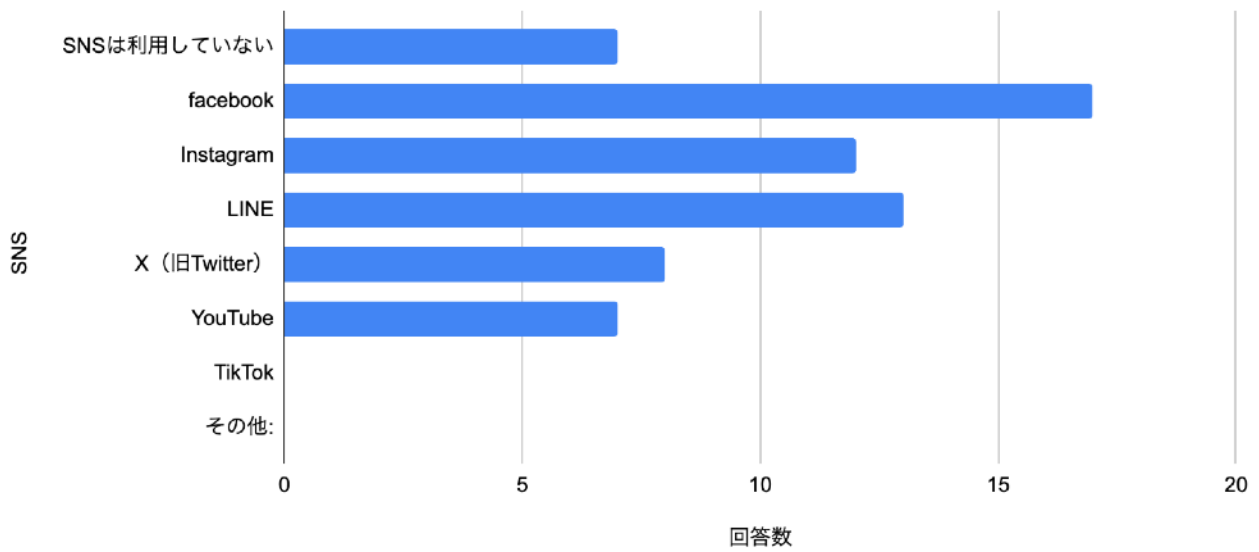


図6-7 情報を外部に伝える際に利用しているSNS

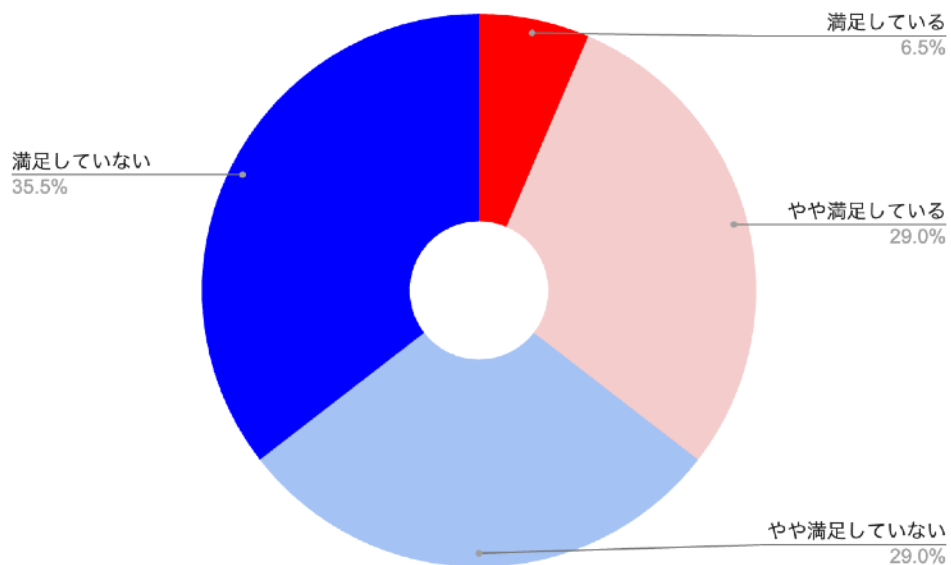


図6-8 情報を外部に伝える際に現在利用している方法に対する満足度

最後に、「情報の共有」についてのアンケート結果を示す。情報を共有するための方法は図6-9のとおり、「地域内での会議や勉強会等」、「地域の関係者との交流（会議等以外）」、「LINEグループ」に対するニーズが高かった。その一方で、「電話・FAX」、「facebookグループ」、「メールマガジン・メーリングリスト」に対するニーズが低かった。

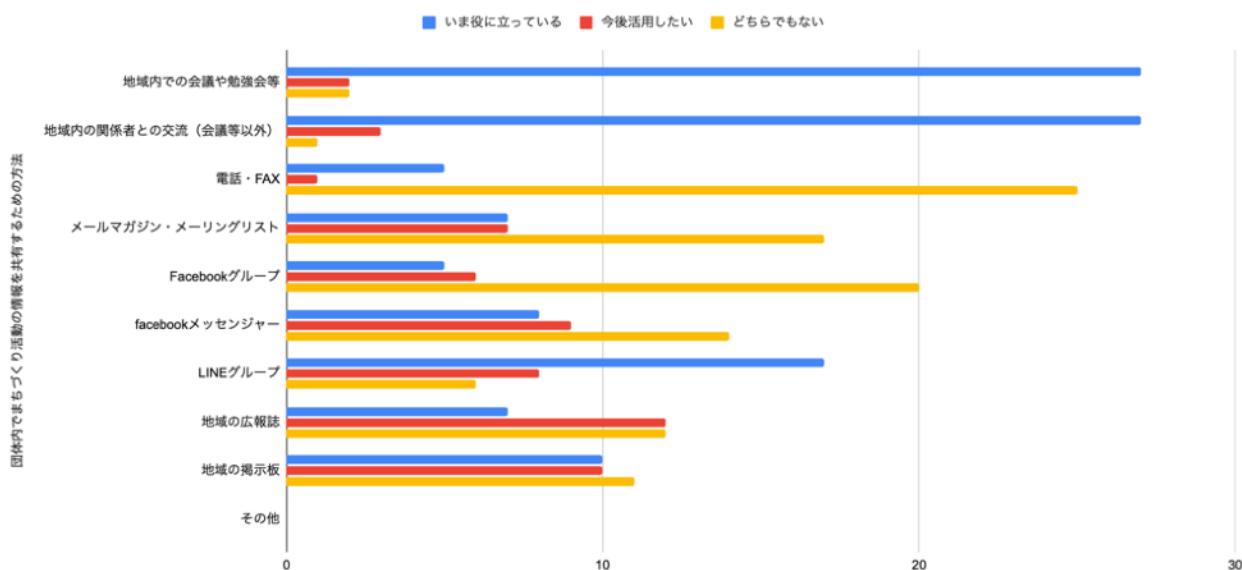


図6-9 情報を共有するための方法

情報を共有する際に現在利用している方法に対する満足度を図6-10に示す。「満足している」と答えたのは3団体（9.7%）、「やや満足している」と答えたのは10団体（32.3%）、「やや満足していない」と答えたのは15団体（48.4%）、「満足していない」と答えたのは2団体（6.5%）であった。

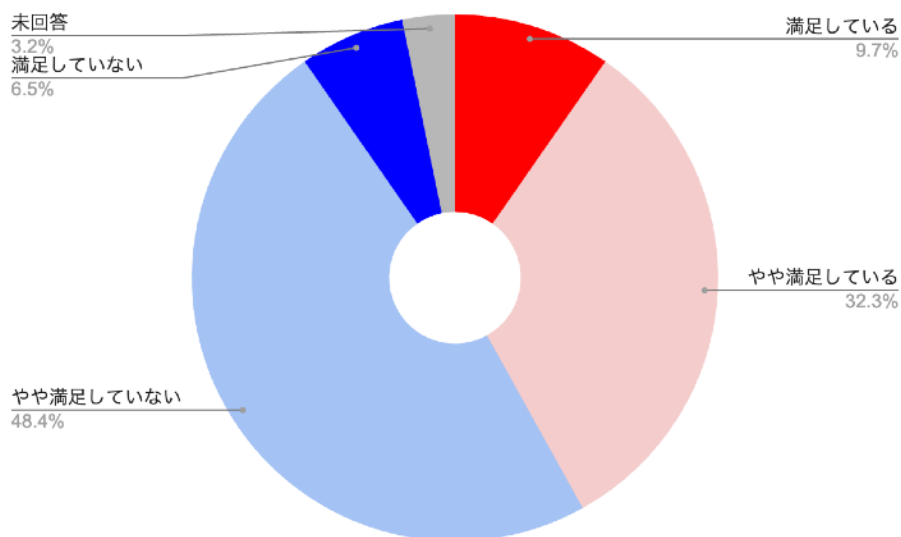


図6-10 情報を共有する際に現在利用している方法に対する満足度

各フェーズにおける課題について自由記述で得た回答を表6-6に示す。情報の入手については、インターネット社会になり流通する情報量が増加していることに対する困惑、高齢化などによるデジタル化やSNSへの対応の遅れ、インターネットでは得られない地域情報の入手などに対する課題などが挙げられた。情報の発信については、情報発信の作業に必要となる人材や費用のなど負担、高齢化などによるデジタル化やSNSへの対応の遅れ、情報を発信したいターゲットに対して効果的に情報が伝えられていないことなどが挙げられた。情報の共有については、情報発信の作業に従事する事務局の負担、高齢化などによるデジタル化やSNSへの対応の遅れ、まちづくり団体に加入していない住民との共有方法の不足などが挙げられた。

表6-6 各フェーズにおける課題（自由記述）

種別	課題（自由記述）
情報の入手	<ul style="list-style-type: none"> • 真に知りたい情報がなく、イベントの告知的なものが多い • タイムリーな情報の取得ができていないか不安 • 地域の独自情報の取得方法 • SNSなどをうまく活用できない • 有用な情報（新しい）になかなかたどりつけない • 検索すれば引っかけキーワードが定まっていない • それぞれのアカウントがあるため、まとまったものがあると助かる • 市役所からの情報をもっと欲しい • プッシュ型の公式ラインが一番情報が入りやすいと思うが受け手の問題（キャリーオーバー）も出てくるだろう • 各構成メンバーの活動情報 • 構成委員がSNSを使いきれない • 地域の情報を素早く入手することが難しい • 市役所から来る情報が全て紙ベースなので困る • メンバーがInsta、TikTokを利用している人が少ない
情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> • タイムリーな情報発信 • 地域に必要な情報を出せているか不安 • 効果的な発信方法のノウハウに乏しい • 各方面に発信する都度の手間、費用の面 • SNS等が苦手であまり活用できていないことが課題 • 役所から発信しづらい • 広報に協力してくれる外部団体のまとめが欲しい • 発信する人がいない、マメに発信する人 • 情報処理能力が許容量を超えるため、発信する人または事務局体制づくりが大切だと思う • 地域への周知はできるが、市内への周知不足、発信時期の改善 • 自治会のような活動のため、地域外に発信する情報は少ないが、地域内にしっかりと情報を流したい • 発信用のSNSアカウントの作り方が分からない • 地域の方にイベントの内容が伝わっていないことが課題 • デジタル化が遅れている
情報の共有	<ul style="list-style-type: none"> • 情報を伝える範囲やスピードをどうすればいいか課題 • 必要な情報を出せているのか • 歴まち協議会に参加して初めて知ることが多いが、地域の活動に参加していない人には何も伝わってこない • 共有する情報が多すぎる • 情報の発信と同じく事務局の課題が大きい • 子育て世代など、自治会に入っていない人に情報をもっと伝えたい • LINEグループを作りたいけどLINEを教えたがらない人がいる • デジタル化を進めるべき

6. 4 考察

情報の種類については、入手、発信ともに「地域の活動や資源に関する情報」に対するニーズが非常に高かった。国が実施した調査では、情報の入手については「ノウハウ・事例情報」に対するニーズが高かったことから、傾向が異なっていた。これは、重点区域内のまちづくり活動がより地域に密着したものが多くことが影響していると考えられる。

方法については、入手、発信、共有のすべてにおいて「地域内の会議や勉強会等」や「地域内の関係者との交流（会議等以外）」が突出してシェアが高かった。国が実施した調査は情報発信においてホームページが突出していたが、それを除けば概ね似た動向であった。重点区域内の団体は自治会などのホームページを持たない団体も多いことが影響していると考えられる。共有については、「LINEグループ」が上位であり、高齢者が多い団体でも利用されていた。また、今後活用したい方法のニーズとして、入手、発信ともに「地域外の団体との会議や勉強会等」が非常に高かった。日頃、地域外の団体との交流が少ないことが要因になっていると考えられる。そのほか、すべての方法において「電話・FAX」の利用が著しく低かった。これらについても、国が実施した調査と似た動向であった。

SNSの利用状況については、facebook、Instagram、LINEの使用が全体として多い傾向にあり、YouTubeは入手の際に利用が増加する傾向があった。

満足度に関しては、入手については約6割を超える団体が「満足している」、「やや満足している」と回答する一方で、情報発信では6割を超える団体が「満足していない」、「やや満足していない」と回答するなど、情報の発信に対する不満が高いことが特徴的であった。また、共有についても過半数を超える団体が「満足していない」、「やや満足していない」と回答するなど、共有についても満足度が低いことがわかった。

6. 5 まとめ

本章では、国が実施したアンケート調査を参考にして、重点区域内のまちづくり団体に対してまちづくり活動に関する情報の入手、発信、共有の観点からアンケート調査を実施した結果、主に以下のことが明らかとなった。

- 「地域の活動や資源に関する情報」に対する関心が非常に高いこと。
- 入手、発信、共有の全てにおいて「地域内の会議や勉強会等」や「地域内の関係者との交流（会議等以外）」が極めて重要な役割を持っているということ。
- 「地域外の会議や勉強会等」や「地域外の関係者との交流（会議等以外）」に対する強いニーズがあること。
- 情報の発信や共有の方法に不満があること。

上記を踏まえて今後は、以下のような施策が考えられる。

- ポータルサイトなどを活用した、地域の活動や資源に関する情報の集約化、共有化。
- ひき続き地域内の会議や勉強会、交流会の機会を継続して確保するとともに、感染症拡大などの不足の事態でもオンラインなどを活用して開催できる環境の整備。
- 長崎市景観まちづくり連絡協議会や開港5都市景観まちづくり会議などを活用した地域外の団体との交流の機会の確保。
- 情報の発信や共有に関する専門的な勉強会や相談会の実施。

今後の課題として、重点区域外の団体にも同様のアンケートを実施し、重点区域内外での差異について明らかにすることが挙げられる。

7. 長崎市における観光客の訪問地と満足度の関係分析

7. 1 まえがき

日本の総人口は、明治以降から急激に増加を続け、平成20年（2008）にピークを迎え、その後減少を続けている⁴²。多くの市町村では、人口減少や高齢化が大きな課題となっており、同時に地域産業も停滞している⁴³。このような状況の中、観光資源が豊富な多くの市町村では、観光地としての再生や観光サービスの高付加価値化、観光DXなどによって、地域活性化を図る取り組みを行っている。特に近年注目されている観光DXでは、デジタル化による業務の効率化だけでなく、データの分析や活用によって地域観光モデルの再検討や新たな地域観光モデルの構築などを行うことも期待されている。

本章では、地方における観光都市の一つである長崎市に注目する。長崎市は、転出した人口が転入した人口を上回る転出超過が続いており、総務省が住民基本台帳に基づいてまとめた令和3年（2021）の人口減少の多い市区で4位、社会減少の多い市区で5位となっている⁴⁴。一方で、長崎市は多くの観光資源を有しており、観光産業にも力を入れている。そこで、本研究では長崎市の観光に関するデータを分析し、分析の結果を長崎市の観光振興に寄与させる。具体的には、一都三県、京阪神、九州からの長崎市への旅行者の訪問地と満足度をアンケート調査で調べ、問地の有無と満足度の関係を2標本t検定⁴⁵によって分析する。

長崎市は、江戸時代に唯一の西洋との窓口となった出島、幕末に設立された日本初の株式会社と称される亀山社中、昭和20年（1945）に原子爆弾が投下された落下中心地（現在、平和公園）、石炭全盛期に日本の近代化を支えた軍艦島、世界遺産に登録されている大浦天主堂や旧グラバー住宅などに関連する歴史的な観光資源を数多く有している。また、横浜や神戸と並ぶ長崎新地中華街、周辺の観光地からのアクセスのよいベイサイドエリアを近代的に整備した長崎出島ワーフや長崎水辺の森公園などの食や憩いの場のような観光資源も有している。さらに、長崎市の夜景はモナコや上海とともに世界新三大夜景に認定されている。

本研究に関する既存研究として、関西在住の大学生を対象に旅行満足に関するアンケート調査から経験評価と満足度の関係を因子分析によって分析する研究⁴⁶、沖縄県を対象にリピータと満足

度の関係をマーケティング理論と心理学の両面から分析する研究⁴⁷、長野県安曇野市・松本市を対象に旅行動機と満足度の関係を因子分析や相関分析によって分析する研究⁴⁸、長崎県平戸市を対象に性別や年齢、交通手段、居住地、宿泊日数と満足度の関係を因子分析や重回帰分析によって分析する研究⁴⁹などの多くの研究が行われている。しなしながら、本研究のように訪問地の有無と満足度の関係を2標本t検定によって分析する研究は、筆者らの調べる限りでは見当たらない。

7. 2 アンケート調査

本章では、ランドデザインを策定するために、長崎市が令和2年（2020）9月25日から9月28日の期間に一都三県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）、京阪神（京都府、大阪府、兵庫県）、九州（福岡県、大分県、佐賀県、宮崎県、熊本県、鹿児島県）からの旅行者を対象にWeb上でアンケート調査を行い、1,530人から回答を得たデータを用いる。調査全体としては表7-1に示すとおり、属性、認知、訪問動向、総合評価、情報源、価値観などの27項目があり、本研究では、直近の長崎市への旅行の満足度、直近の長崎市への旅行の際に訪問した地区・スポットの回答結果を使用する。なお、対象とした旅行者は、平成29年（2017）から平成31年（2019）に長崎市を訪れた者であり、出張や帰省した者は除いている。また、旅行者1,530人の内訳は、男性と女性がそれぞれ765人、一都三県、京阪神、九州がそれぞれ510人、20代から30代、40代から50代、60代から70代がそれぞれ765人であった。旅行者1,530人の構成をまとめたものを表7-2に示す。

アンケート調査では、長崎市への旅行の満足度を調べるために、表7-3に示すとおり、直近の長崎市への旅行の満足度について、「1：とても満足」、「2：やや満足」、「3：どちらでもない」、「4：やや不満」、「5：とても不満」の5段階で旅行者に回答してもらった。また、長崎市内の訪問地の有無を調べるために、表7-4に示すとおり、直近の長崎市への旅行の際に訪問した地区・スポットを「浦上天主堂」、「平和公園・長崎原爆資料館」、「稲佐山展望台」、「眼鏡橋」、「興福寺」、「崇福寺」、「日本二十六聖人殉教地」、「長崎歴史文化博物館」、「長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館」、「出島・出島和蘭商館跡」、「風頭公園・亀山社中記念館・坂本龍馬之像」、「オランダ坂」、「東山手洋風住宅群」、「長崎孔子廟 中国歴代博物館」、「長崎新地中華街」、「唐人屋敷跡」、「グラバー園」、「どんどん坂」、「大浦天主堂」、「鍋冠山」、「端島（軍艦島）」、「その他」から複数選択してもらった。重点区域内に所在する施設は7施設である。なお、調査対象とした観光施設は、いずれも長崎市における有名な観光地であり、その写真を図7-1 および図7-2に示す⁵⁰。

表 7-1 長崎市が来訪経験者向けに実施したWEBアンケートの質問項目

テーマ	設問	今回使用
属性	居住地	
	出身都道府県	
	性年代	
	未既婚	
	子供学齢	
	職業	
	2019年の宿泊旅行回数	
	過去3年以内の長崎市訪問経験	
認知	長崎市のイメージ	
訪問動向	訪問目的	
	訪問時同行者	
	同行者数	
	訪問時滞在時間	
	訪問時交通手段	
	訪問時周遊エリア	○
	訪問時宿泊地	
	旅行全体費目別消費額	
	市内費目別消費額	
	総合評価	総合満足度・推奨度
再訪問意向・推奨意向		
旅行先検討時の懸念点		
旅行先の移動に関する懸念点		
情報源	エリアに訪問するきっかけとなった媒体	
	エリア訪問内容の検討に参考にした媒体	
	エリア訪問中に参考にした媒体	
	現地での情報源で不足しているもの	
価値観	普段の旅行時に重視すること	

表7-2 アンケート被験者の内訳

性別	年代	地域		
		一都三県	京阪神	九州
男性	20～30代	85	85	85
	40～50代	85	85	85
	60～70代	85	85	85
女性	20～30代	85	85	85
	40～50代	85	85	85
	60～70代	85	85	85
合計		510	510	510

表7-3 長崎市への旅行の満足度の単純集計

番号	満足度	回答者数 [人]	割合 [%]
1	とても満足	396	25.9%
2	やや満足	923	60.3%
3	どちらでもない	184	12.0%
4	やや不満	18	1.2%
5	とても不満	9	0.6%
6	非該当・利用していない	0	0.0%

		
<p>浦上天主堂</p>	<p>平和公園・長崎原爆資料館</p>	<p>稲佐山展望台</p>
		
<p>眼鏡橋</p>	<p>興福寺</p>	<p>崇福寺</p>
		
<p>日本二十六聖人殉教地</p>	<p>長崎歴史文化博物館</p>	<p>長崎出島ワープ・水辺の森公園・長崎県美術館</p>
		
<p>出島・出島和蘭商館跡</p>	<p>風頭公園・亀山社中記念館・坂本龍馬之像</p>	<p>オランダ坂</p>

図7-1 調査対象の観光施設の写真(1)

		
<p>東山手洋風住宅群</p>	<p>長崎孔子廟・中国歴代博物館</p>	<p>長崎新地中華街</p>
		
<p>唐人屋敷跡</p>	<p>グラバー園</p>	<p>どんどん坂</p>
		
<p>大浦天主堂</p>	<p>鍋冠山</p>	<p>端島（軍艦島）</p>

図7-2 調査対象の観光施設の写真（2）

7. 3 2 標本 t 検定

表7-2の番号*i* ($= 1, 2, \dots, 22$)の訪問地に訪れたことのある*j* ($= 1, 2, \dots, m_{i,1}$)番目の旅行者の満足度を $o_{i,j}$ ($= 1, 2, 3, 4, 5$)とする。一方、番号*i*の訪問地に訪れたことのない*k* ($= 1, 2, \dots, m_{i,2}$)番目の旅行者の満足度を $o_{i,k}$ とする。満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の平均に有意な差があるかを統計的に調べる。一般的にFisherが統計分析で有意水準5%を採用してから有意水準5%が慣例的に用いられており、工学分野でも有意水準に1%か5%を用いることが多いことから、本研究では有意水準5%を用いる。

まず、F検定⁵¹によって満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母分散が等分散か非等分散かを調べる。ここで、帰無仮説を「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ は等分散である」、対立仮説を「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ は非等分散である」とする。満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の不偏分散をそれぞれ $\alpha_{i,1}^2$ と $\alpha_{i,2}^2$ とし、 F_i 値を次式で求める。

$$F_i = \frac{\alpha_{i,1}^2}{\alpha_{i,2}^2} \quad (7-1)$$

F分布表より、自由度が $m_{i,1} - 1$ 、 $m_{i,2} - 1$ でかつ有意水準5%の場合の下側累積確率を読み取り $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.05)$ とおき、また上側累積確率を読み取り $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.95)$ とおく。 F_i が $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.05)$ 以上でかつ $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.95)$ 以下であれば帰無仮説を採択し、「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ は等分散である」とする。 F_i が $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.05)$ より小さいまたは $F(m_{i,1} - 1, m_{i,2} - 1, 0.95)$ より大きければ帰無仮説を棄却して対立仮説を採択し、「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ は非等分散である」とする。

次に、2標本t検定によって満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母平均に差があるかを調べる。ここで、帰無仮説を「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母平均に差がない」、対立仮説を「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母平均に差がある」とする。満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ が等分散である場合、Studentのt検定を用いて t_i 値を次式で求める。

$$t_i = \frac{\bar{o}_{i,1} - \bar{o}_{i,2}}{\sqrt{\alpha_i^2 \left(\frac{1}{m_{i,1}} + \frac{1}{m_{i,2}} \right)}} \quad (7-2)$$

$$\alpha_i^2 = \frac{(m_{i,1} - 1)\alpha_{i,1}^2 + (m_{i,2} - 1)\alpha_{i,2}^2}{m_{i,1} + m_{i,2} - 2} \quad (7-3)$$

ここで、 $\bar{o}_{i,1}$ と $\bar{o}_{i,2}$ はそれぞれ満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の標本平均である。一方、満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ が非等分散である場合、Welchのt検定を用いて t_i 値を次式で求める。

$$t_i = \frac{\bar{o}_{i,1} - \bar{o}_{i,2}}{\sqrt{\frac{\alpha_{i,1}^2}{m_{i,1}} + \frac{\alpha_{i,2}^2}{m_{i,2}}}} \quad (7-4)$$

t分布表より、自由度が $m_{i,1} + m_{i,2} - 2$ でかつ有意水準5%の場合の上側確率を読み取り $t(m_{i,1} + m_{i,2} - 2, 0.05)$ とおく。 t_i が $t(m_{i,1} + m_{i,2} - 2, 0.05)$ 以下であれば帰無仮説を採択し、「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母平均に差がない（以下「差がない」とする。）」と結論づける。一方、 t_i が $t(m_{i,1} + m_{i,2} - 2, 0.05)$ より小さければ帰無仮説を棄却して対立仮説を採択し、「満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ の母平均に差がある（以下「差がある」とする。）」と結論づける。

7. 4 実験と考察

訪問地別の2標本t検定の結果を表7-4に示す。また、表7-4に訪問地における訪問の有無に関する満足度 $o_{i,j}$ と $o_{i,k}$ のそれぞれの標本平均 $\bar{o}_{i,1}$ と $\bar{o}_{i,2}$ も示す。標本平均 $\bar{o}_{i,1}$ と $\bar{o}_{i,2}$ の値が小さいほど、満足度が高いことを意味する。表7-4より、すべての場合において標本平均 $\bar{o}_{i,1}$ 標本平均は $\bar{o}_{i,2}$ よりも小さい値となった。したがって、2標本t検定において「差がある」と結論づけられた訪問地は、すべて訪問した場合の方が訪問しない場合よりも長崎市への旅行の満足度が高いといえる。一方、2標本t検定において「差がない」と結論づけられた訪問地は、稲佐山展望台、興福寺、崇福寺、長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館、鍋冠山、その他であった。重点区域内にある観光施設は7施設のうり6施設が含まれており、旅行者の満足度に影響を与えている。鍋冠山だけが影響を与えない結果については、公共交通でのアクセスが不可能であるという問題があると推察される。

興福寺や崇福寺といった寺院は、訪問の有無に関わらず旅行者の満足度に影響を与えないと考えられる。また、長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館のような現代的なベイサイドエリアも訪問の有無に関わらず旅行者の満足度に影響を与えないと考えられる。また、稲佐山展望台や鍋冠山も同様であるが、稲佐山展望台や鍋冠山には長崎の観光資源である夜景を望むことのできる視点場であることから、この結果をより詳細に分析する必要があると考えられる。

そこで、稲佐山展望台と鍋冠山への訪問がある旅行者に対して、夜景観賞の有無における満足度の平均に有意な差があるかを3節と同様な2標本t検定を用いてそれぞれ調べた。なお、稲佐山展望台を訪問し、夜景観賞をした旅行者の人数は235人、夜景鑑賞をしなかった旅行者の人数は275人であった。また、鍋冠山を訪問し、夜景観賞をした旅行者の人数は26人、夜景鑑賞をしなかった旅行者の人数は18人であった。この結果を表7-5に示す。表7-5において、「有」の列は夜景観賞をした旅行者の満足度の標本平均、「無」の列は夜景観賞をしなかった旅行者の満足度の標本平均である。表7-5より、稲佐山展望台と鍋冠山ともに、夜景観賞をした旅行者の満足度の標本平均は夜景観賞をしなかった旅行者の満足度の標本平均よりも小さい値となった。したがって、稲佐山展望台において、2標本t検定で「差がある」と結論づけられたため、夜景観賞をした

旅行者は夜景観賞をしなかった旅行者よりも満足度が高いといえる。稲佐山展望台からの夜景は一般社団法人夜景観光コンベンション・ビューローにより「世界新三大夜景」として認定されて

表7-4 訪問地別の集計

番号	訪問地	重点区域	訪問した人			訪問しなかった人			標本検定の結果 [差の有無]
			人数 [人]	満足度 平均 $\bar{o}_{i,1}$	満足度 標準偏差	人数 [人]	満足度 平均 $\bar{o}_{i,2}$	満足度 標準偏差	
1	浦上天主堂		792	1.857	0.670	738	1.951	0.699	有
2	平和公園・長崎原爆資料館		751	<u>1.831</u>	0.667	779	1.972	0.696	有
3	稲佐山展望台		510	<u>1.873</u>	0.673	1020	<u>1.918</u>	0.691	無
4	眼鏡橋		697	1.806	0.644	833	1.983	0.709	有
5	興福寺		179	1.838	0.646	1351	1.911	0.690	無
6	崇福寺		156	1.814	0.651	1374	1.913	0.689	無
7	日本二十六聖人殉教地		191	1.738	0.611	1339	1.926	0.693	有
8	長崎歴史文化博物館		222	1.757	0.662	1308	1.927	0.687	有
9	長崎出島ワープ・水辺の森公園・長崎県美術館		339	1.861	0.672	1191	1.914	0.689	無
10	出島・出島和蘭商館跡		521	1.829	0.638	1009	1.941	0.706	有
11	風頭公園・亀山社中記念館・坂本龍馬之像		196	1.781	0.614	1334	1.921	0.694	有
12	オランダ坂	○	804	1.856	0.671	726	1.955	0.698	有
13	東山手洋風住宅群	○	131	1.695	0.655	1399	1.922	0.685	有
14	長崎孔子廟 中国歴代博物館	○	164	1.774	0.630	1366	1.918	0.690	有
15	長崎新地中華街		643	1.830	0.666	887	1.955	0.695	有
16	唐人屋敷跡		220	1.705	0.604	1310	1.936	0.693	有
17	グラバー園	○	1005	1.869	0.666	525	1.968	0.718	有
18	どんどん坂	○	110	1.700	0.671	1420	1.918	0.684	有
19	大浦天主堂	○	610	1.816	0.624	920	1.960	0.718	有
20	鍋冠山	○	44	1.750	0.651	1486	1.907	0.686	無
21	端島（軍艦島）		194	1.763	0.615	1336	1.923	0.693	有
22	その他		61	1.902	0.507	1469	1.903	0.692	無

いることから分かるように、鍋冠山と比較しても夜景観光の満足度が高いと考えられる。課題としては、稲佐山展望台では夜景を見た旅行者の満足度は高いが、昼間に訪れた旅行者の満足度が低いと考えられるため、昼間に訪れた旅行者の満足度を向上される施策が必要であることが示唆される。

表7-5 稲佐山展望台と鍋冠山における夜景鑑賞の有無

番号	訪問地	項目	人数 [人]	満足度		2標本t検定の結果 [差の有無]
				平均	標準偏差	
-	全数	-	1,530	1.903	0.685	-
3	稲佐山展望台	訪れた人	510	1.873	0.673	-
		夜景を見た人	235	1.762	0.587	有
		夜景を見なかった人	275	1.967	0.727	
20	鍋冠山	訪れた人	44	1.750	0.651	-
		夜景を見た人	26	1.692	0.679	無
		夜景を見なかった人	18	1.833	0.618	

7. 5 まとめ

長崎市への旅行者の訪問地と満足度をアンケート調査で調べ、訪問地の有無と満足度の関係を2標本t検定によって分析した。また、稲佐山展望台と鍋冠山において、夜景観賞の有無と満足度の関係も2標本t検定によって分析した。実験の結果、以下のことが明らかになった。

- 稲佐山展望台、興福寺、崇福寺、長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館、鍋冠山以外の訪問地を訪問した旅行者は、訪問しなかった場合よりも満足度が高い。
- 重点区域内にある観光施設は7施設のうち6施設が、旅行者の満足度に影響を与えている。
- 興福寺や崇福寺の寺院は、訪問の有無に関わらず旅行者の満足度に影響を与えない。
- 長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館のような近代的なベイサイドエリアも訪問の有無に関わらず旅行者の満足度に影響を与えない。
- 稲佐山展望台において、夜景観賞をした旅行者は夜景観賞をしなかった旅行者よりも満足度が高い。

以上の結果、重点区域内にある観光施設への訪問の有無が、旅行者の満足度に影響を与えており、観光施策を立案する上でも非常に重要であることが明らかとなった。個別の観光施設への訪問の有無により長崎市への旅行の満足度に差がでる可能性があることから、旅行者の満足度に影響を与えている観光施設を周遊ルートに組み込むなどの工夫をすることで、長崎への旅行全体の満足度を高めることができると考えられる。

そのほか、長崎市の観光振興を図るためには、稲佐山展望台を昼間に訪れた旅行者の満足度を向上させる施策を立案する必要があると考えられる。また、興福寺や崇福寺などの寺院、長崎出島ワーフ・水辺の森公園・長崎県美術館のような現代的なベイサイドエリアの観光客の満足度を向上させる施策も立案する必要があると考えられる。

8. 総括

第1章では、本論文の社会的背景と論文の概要について述べた。

第2章では、本研究の基礎となる、歴史を生かしたまちづくりの変遷や歴史まちづくり法が制定された時代背景について触れ、歴史的風致維持向上計画の基本的な事項、重点区域の要件の詳細などについて国の資料に基づき整理を行なった。また、本研究のケーススタディである長崎市歴史的風致維持向上計画の概要、重点区域の詳細についても長崎市の資料に基づき整理を行なった。

第3章では、長崎市が実施した重点区域内外の市民に対する意識アンケート調査を基に、適合度検定を用いて、重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異を明らかにした。

第4章では、前章で得られた知見を生かして、前述の調査結果について、年代別に適合度検定を用いて、重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異を明らかにした。

第5章では、前章までの分析のアプローチを変え、前述の調査結果について、重点区域の内外の別で、年代別に適合度検定を用いて、意識の差異を明らかにした。

第3章から第5章の一連の重点区域内外の市民の意識調査分析について総括したい。長崎市歴史的風致維持向上計画の重点区域は令和2年（2020）3月に設定されたばかりであり、アンケート調査が実施された令和2年（2020）10月時点では、歴史的風致維持向上計画の事業効果はほとんど発現していないと考えられる。しかし、重点区域の範囲は概ね東山手・南山手地区景観形成重点地区の範囲（二つの伝建地区を含む）を基本に設定されており、この指定は平成4年（1992）3月である。すなわち、本研究で明らかとなった重点区域内の住民と重点区域外の市民の意識の差異は、平成初期の伝建地区指定と景観形成地区（現在の景観形成重点地区）指定により取り組まれてきた、30年を超える伝統的建造物群保存地区の保存活動や景観まちづくりの取り組みの結果の一端である。

歴史まちづくり法は施行されて15年程度である。歴史的風致維持向上計画を策定するにあたり重点区域を設定する際に、重点区域の候補地において、長崎市のように関連するまちづくり施策が既に行われている場合も多い。その場合は、既存の施策の線引き（伝建地区、景観地区、景観

計画区域、地区計画、街なみ環境整備事業促進区域などが考えられる)において、本研究で行ったような市民意識調査と分析を実施し、これまでの取組みについて評価したうえで、重点区域の設定を行うことが望ましい。歴史的風致維持向上計画の策定後も、重点区域内外の市民の意識調査分析を定期的実施することで、歴史まちづくりの施策評価としても活用することができ、今後の施策を立案する上でも有効である。

本研究を具体的な施策の立案に生かすためには、次のような手順を進めればよいと考える。重点区域内外の市民の意識の差異を明確にし、重点区域内外の市民の意識をよりよい方へ是正するための施策を展開することで重点区域内外の市民の意識の一致を図ることが重要である。まずは本手法によって重点区域内外で一致しないと結論づけられた質問を抽出し、一致しない質問について分析を行う。このとき、質問の内容を地域に応じて検討しておく必要がある。次に、本手法によって重点区域内外で一致すると結論づけられた質問についても分析を行う。最後に、重点区域内外で一致する質問と一致しない質問からの分析結果をすり合わせ、まちづくり施策の立案に役立たせる。このとき、重点区域内外の一方の視点からの具体的な施策の立案が可能となる。本手法を行うことで、全国の地域に応じた分析を定量的に行うことが可能となり、歴史まちづくりを推進する上でこれまでに気づけなかった重点区域内外の市民の意識の差異を定量的に把握することができる。長崎市のケースでいえば、お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区としての認識の違いが定量的に明確になったが、重点区域の住民が重点区域外の市民と比較して重点区域にお洒落な店舗や魅力的な店舗が少ないと感じているということは筆者らには気づけなかった点である。

第6章では、DXまちづくり推進の観点から、まちづくり活動に関する情報の取り扱いの現状について、過去に国が実施したアンケート調査を参考にして、重点区域内の団体に調査を行い、情報の入手、発信、共有それぞれの段階における傾向を明らかにした。特に、情報の共有と発信に課題が多く見られ、課題解決のための施策が望まれる。

第7章では、これまでの市民とは対照的に旅行者の視点から、長崎市が実施した訪問経験者に対するアンケート調査を基に、2標本t検定を用いて、訪問地と旅行満足度の関係について分析を行った。その結果、重点区域内に存在する観光施設のほとんどが旅行者の満足度に影響を与えて

いることが明らかとなった。結果については個々の施設の努力によるところもあるが、重点区域内に観光施設が集積していることが回遊性を向上させ、結果として旅行満足度の向上につながっている可能性も考えられる。歴史を生かしたまちづくりの成果のひとつに観光振興があることからすれば、結果は有益なものであった。

その他の示唆として、本研究において長崎市が実施したアンケートを活用できたことも極めて重要であった。行政機関では施策を立案したり事業のKPIや費用対効果を測定したりする際にアンケート調査を行うことが多い。市民を対象とする場合は、市が所有する住民台帳からの無作為抽出を行うので、極めて上質なサンプリングデータを収集することができる。また、行政機関が実施することにより調査の信用性が担保され回答率も高く、誠実な回答結果を得やすい。このように行政機関が実施する市民アンケート調査の結果は極めて良質なデータであるといえる。しかしながら、こうした調査データの多くは行政機関の調査目的が達成されると二度と活用されないケースが多く、その分析についても単純集計やクロス集計などの簡素なもので終わっている場合も少なくない。本研究についても、すでに長崎市としては分析が終了した調査データを提供いただいた。行政としては利用価値がないと考えられていたデータを活用し、行政機関とは別の視点から分析を行い成果を上げられたことは、行政機関が保有する調査データの活用について一石を投じることができたのではないかと考える。今後は、いかなる調査データであっても積極的に学術機関に提供したり、オープンデータ化するなど、行政機関の良質な調査データが社会に生かされることが望まれる。

最後に、本研究の一連の成果について、令和6年（2024）12月20日に開催された長崎居留地歴史まちづくり協議会において報告を行った（図8-1参照）。参加者からは、第5章で取り上げた若年層との意識の差異に対する委員の意識が高く、今後、若年層との意見交換の機会を増やしていくことが提案された。そのほか、第6章で取り上げた地域外の団体との交流について、開港5都市景観まちづくり会議の場を活用した地域外の団体との交流が提案された。研究の成果を実際のまちづくりに反映されることができた。

今後は、本研究で得られた知見を実際のまちづくりに生かしていくことで、本研究の有用性を実践の現場で検証していく必要がある。現場主義のもと、理論と実践、仮説と検証を絶えず反復していきたい。



図8-1 長崎居留地歴史まちづくり協議会における報告状況

付録A 市民向けに実施したアンケート調査用紙

赤枠が本研究で使用した設問である。

東山手・南山手地区歴史まちづくり計画策定に関するアンケート調査(東山手・南山手地区)

1. はじめに、ご自身のことについてお聞きします。

問1 あなたの年齢に1つだけ○をつけてください。

- | | | | |
|--------|--------|----------|--------|
| 1. 10代 | 2. 20代 | 3. 30代 | 4. 40代 |
| 5. 50代 | 6. 60代 | 7. 70歳以上 | |

問2 現在お住まいの所の家族構成について、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------------|---------------|---------------|
| 1. 単身 | 2. 夫婦のみ | 3. 二世帯家族(親と子) |
| 4. 三世帯家族(親と子と孫など) | 5. その他(.....) | |

問3 あなたの職業について、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|----------------|------------------|--------------|
| 1. 農林漁業 | 2. 自営業(商工、サービス) | 3. 会社員 |
| 4. 公務員 | 5. 専門職(医師・弁護士など) | 6. パート、アルバイト |
| 7. 専業主婦(夫) | 8. 学生 | 9. 無職 |
| 10. その他(.....) | | |

問4 あなたがお住まいの住宅について、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|-------------|---------------|-----------------|
| 1. 持ち家一戸建て | 2. 分譲マンション | 3. 賃貸マンション・アパート |
| 4. 民間借家一戸建て | 5. 公営住宅・アパート | |
| 6. 社宅・寮・官公舎 | 7. その他(.....) | |

問5 あなたの長崎市(合併町を含む)での居住年数について、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

- | | | |
|----------------|----------------|--------------|
| 1. 1年未満 | 2. 1年以上～3年未満 | 3. 3年以上～5年未満 |
| 4. 5年以上～10年未満 | 5. 10年以上～20年未満 | |
| 6. 20年以上～30年未満 | 7. 30年以上 | |

問6 あなたがお住まいの地区について、あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 北大浦地区
大浦東町自治会、第一日の出町自治会、日の出町第2自治会、東山町第1自治会、第2東山町自治会、東山手町自治会、東山手町東部自治会、元町自治会、椎の木町第三自治会、下町自治会、大浦町1丁目自治会、大浦町3丁目自治会)
2. 南大浦地区
第1相生町自治会、上相生町自治会、松が枝町自治会、上田町第1自治会、第2上田町自治会、川上町下の区自治会、川上町上の区自治会、東出雲自治会、出雲西自治会、出雲南自治会、二本松自治会、市営二本松アパート自治会)
3. 浪の平地区 小曾根町自治会、浪の平町自治会、東琴平1丁目自治会、東琴平2丁目自治会、西琴平町自治会、古河町自治会、南山手町自治会)
4. 上記以外 (町名)

問7 あなたは、日常的に市内で買い物※やレジャーなどで、どの程度外出しますか。あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

(※買い物は、生鮮品・生活雑貨などの日用品の買い物を除く)

1. ほぼ毎日 2. 週1回程度 3. 週2～3回程度 4. 月2～3回程度
5. 月1回程度 6. 数年に1回程度 7. 年数回程度 8. 年1回程度

2. 東山手・南山手地区の現在の印象などについてお聞きします。

問8 あなたは、東山手・南山手地区の次の地域資源をどのように感じますか。それぞれ、1つずつ○をつけてください。

	良い←←評価→→悪い					わからない・知らない	評価の理由 (自由記載)
	非常に良い	どちらかといえば良い	どちらとも言えない	どちらかといえば悪い	悪い		
記入例	1	②	3	4	5	6	***が特に良い!
1. まち全体の雰囲気 →→	1	2	3	4	5	6	
2. 洋館群などの歴史的建造物 →→	1	2	3	4	5	6	
3. 街並み景観(通りなど) →→	1	2	3	4	5	6	
4. 長崎港を望む眺望 →→	1	2	3	4	5	6	
5. 住宅地の雰囲気 →→	1	2	3	4	5	6	
6. 観光施設:グラバー園 →→	1	2	3	4	5	6	
7. 観光施設:大浦天主堂 →→	1	2	3	4	5	6	

特に非常に良いと思うもの・好きなもの、景観・眺望などあれば自由にお書きください)

問9 あなたは、東山手・南山手地区についてどのようなイメージがありますか。
それぞれ1つずつ○をつけてください。

	非常に そう思う	ば ど ち ら か と い え ば そ う 思 う	あ ま り 思 わ な い
記入例	①	2	3
1. 市内有数の観光地として賑わいがある地区	→→→ 1	2	3
2. お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区	→→→ 1	2	3
3. 長崎市の歴史・文化を象徴する地区	→→→ 1	2	3
4. 浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区	→→→ 1	2	3
5. 斜面や細い道路など、特徴的な景観を持つ地区	→→→ 1	2	3
6. 小学校から大学までそろった文教地区	→→→ 1	2	3
7. 住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区	→→→ 1	2	3
8. 若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区	→→→ 1	2	3

問10 長崎市の未来にとって、東山手・南山手地区のどのような個性を更に伸ばして
いくべきと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

1. 市内有数の観光地として賑わいがあふれる地区
2. お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区
3. 長崎市の歴史・文化を象徴する地区
4. 浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区
5. 斜面や細い道路など特徴的な景観がまちの個性となっている地区
6. 小学校から大学までそろった文教地区
7. 住民参加でのイベントや地域活動などが活発に行われている地区
8. 若者や移住者が多く、若い力が芽生えている地区
9. その他 (.....)

問11 東山手・南山手地区には、洋館などの歴史的な施設や遺構などが数多く残されています。今後、これらを大切に保存しながら、どのように活用していくべきと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

1. 地元の食材や料理などを味わうことができる“飲食”の場として活用する
2. 地元のお土産などを購入できる“物販・販売の場”として活用する
3. まちを訪れる人の“宿泊の場”などとして活用する
4. 仕事や趣味など多様な“活動の場（ワーキングスペース）”として活用する
5. 歴史・文化の“情報発信や学びの場”として活用する
6. 訪れた人と地域住民の“交流の場”として活用する
7. 多様な“まちづくりの活動の拠点”として活用する
8. (特に新たな活用をしなくても)今のままで良い
9. その他 (.....)

3. 東山手・南山手地区での暮らしや今後のまちづくりなどについてお聞きします。

問12 東山手・南山手地区は住みやすいまちだと思いますか。
あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

問13 東山手・南山手地区に、これからも住み続けたいと思いますか。
あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. そう思う
2. どちらかといえばそう思う
3. どちらかといえばそう思わない
4. そう思わない

1、2に○を付けた方にお聞きします。地区内で住み続けたい場所はどこですか(1つに○)
①現在の住まい(そのまま)
②現在の住まいをリフォームして暮らす
③東山手・南山手地区内での住み替え
(今とは別の場所)

問14 東山手・南山手地区以外への住み替えを考えたことがありますか。
あてはまるものに1つだけ○をつけてください。

1. 実際に検討している
2. 過去に考えたことがある
3. 全く考えていない

問15 日常で外出する際、徒歩以外の移動手段は何ですか。
主に利用するもの全てに○をつけてください。

1. 自家用車（自身が運転）
2. 送迎（家族や友人などが運転）
3. 路線バス
4. 乗合タクシー
5. 一般のタクシー
6. 斜行エレベーター
7. 路面電車
8. その他（.....）

問16 東山手・南山手地区での暮らしをより豊かなものにするためには、何が重要だと思いますか。あてはまるものに全てに○をつけてください。

（日常生活）

1. 住民が気軽に集まることができる場の確保
2. 生鮮食料品など日常的な買い物の利便性の向上
3. 子どもたちが安心して遊べる場の確保
4. 健康づくりや高齢者福祉などを支援する機能の充実
5. 子育てなどを支援する機能の充実
6. 住み替え用の住宅などの整備

（道路・公共交通）

7. ご近所への訪問など、東山手・南山手地区内での移動手段の確保
8. 浜の町や長崎駅方面など、他の地区への移動手段の確保
9. 歩行者の安全性の向上

（防犯・防災）

10. 水害や地震など防災対策の強化
11. 防犯面の向上
12. 空家対策の強化（老朽危険空家の撤去など）

13. その他（.....）

（上記以外に具体的なご意見・アイデアなどあれば自由にお書きください。）

4. 市内のお出かけ情報の入手方法についてお聞きします。

問17 あなたは、市内のお出かけ情報をどのような手段で入手しますか。
主なものに3つまで○をつけてください。

1. テレビ
2. ラジオ
3. ホームページ
4. SNS（インスタやフェイスブックなど）
5. 新聞
6. 雑誌
7. 口コミ
8. その他（.....）

5. 最後に、長崎市の歴史まちづくりについてお聞きします。

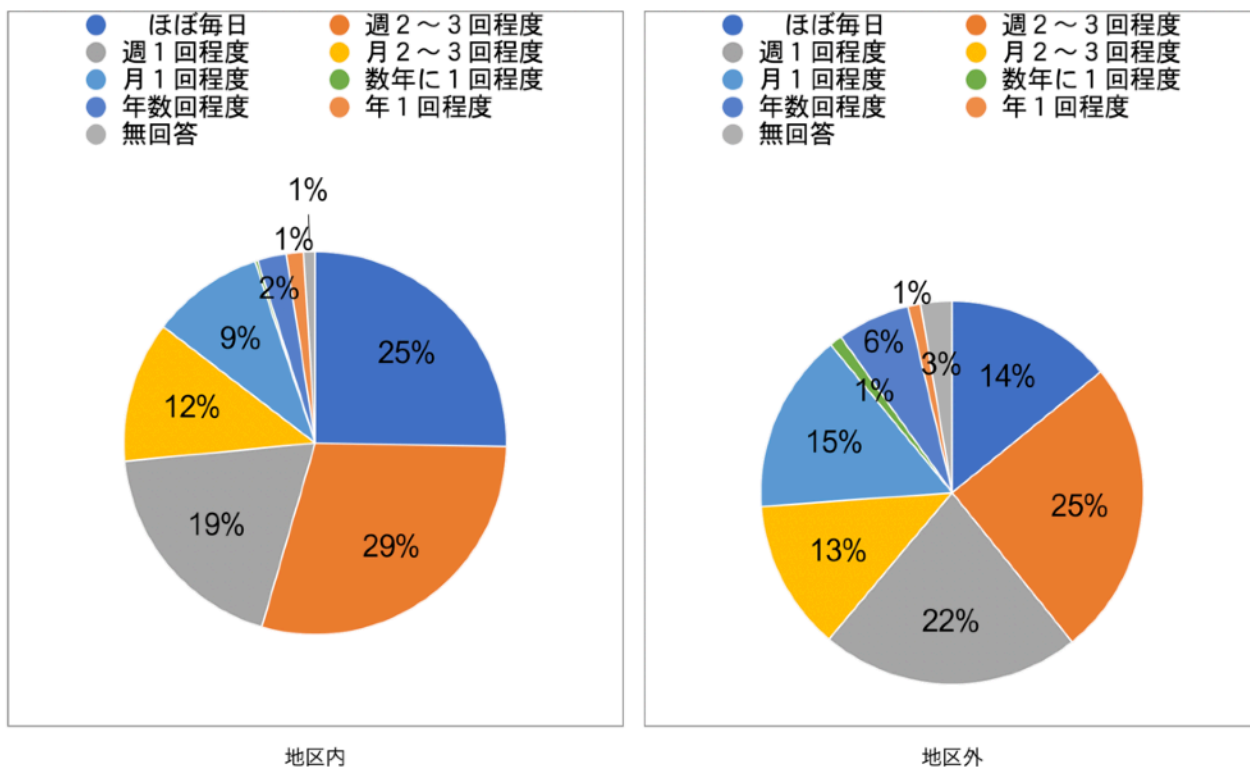
問18 長崎市では、歴史資産を保存・活用しながら、交流人口の拡大により住民の暮らしやすさの向上を目指したまちづくり（歴史まちづくり）を進めようとしています。このことについて、今後、何に力を入れていくべきと思いますか。あてはまるものに3つまで○をつけてください。

1. 歴史的な建造物や遺構等の「保存（守る）の取組みの充実」
2. 歴史的な建造物や遺構等の「情報発信の充実」
3. 歴史的な建造物や遺構等を活かした店舗づくりなど「新たな機能の導入」
4. 歴史的な建造物や遺構等を活かした「イベント・交流・体感する機会づくり」
5. 歴史的な建造物や遺構等の「学習機会の拡大」
6. 地区内と地区外の人達との「交流」
7. 特に何もしない

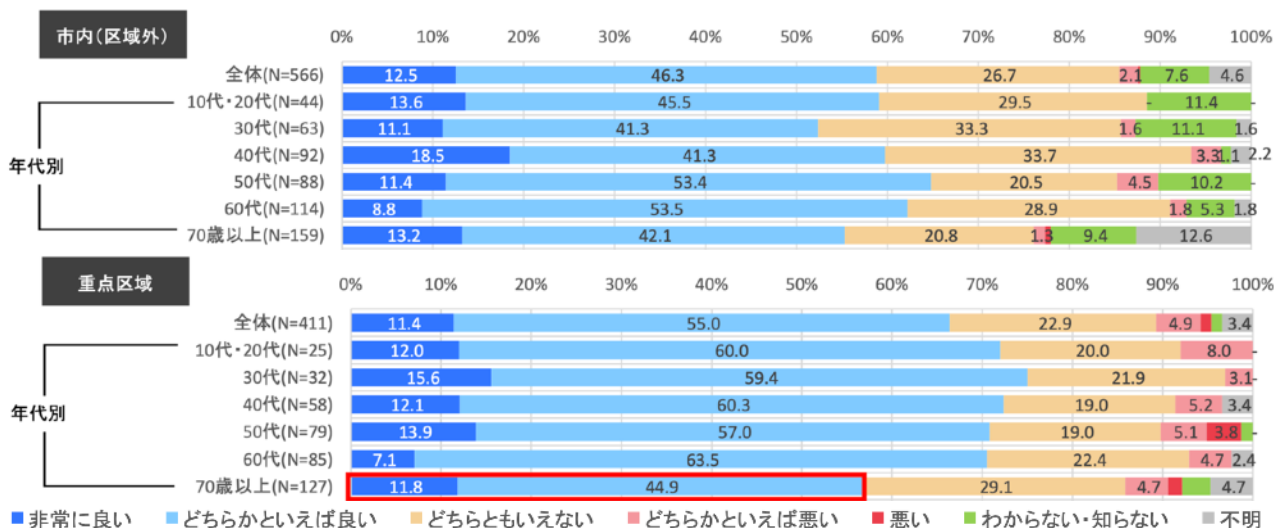
上記以外に具体的なアイデアなどがあればお書きください。

付録B 市民向けに実施したアンケート調査の結果

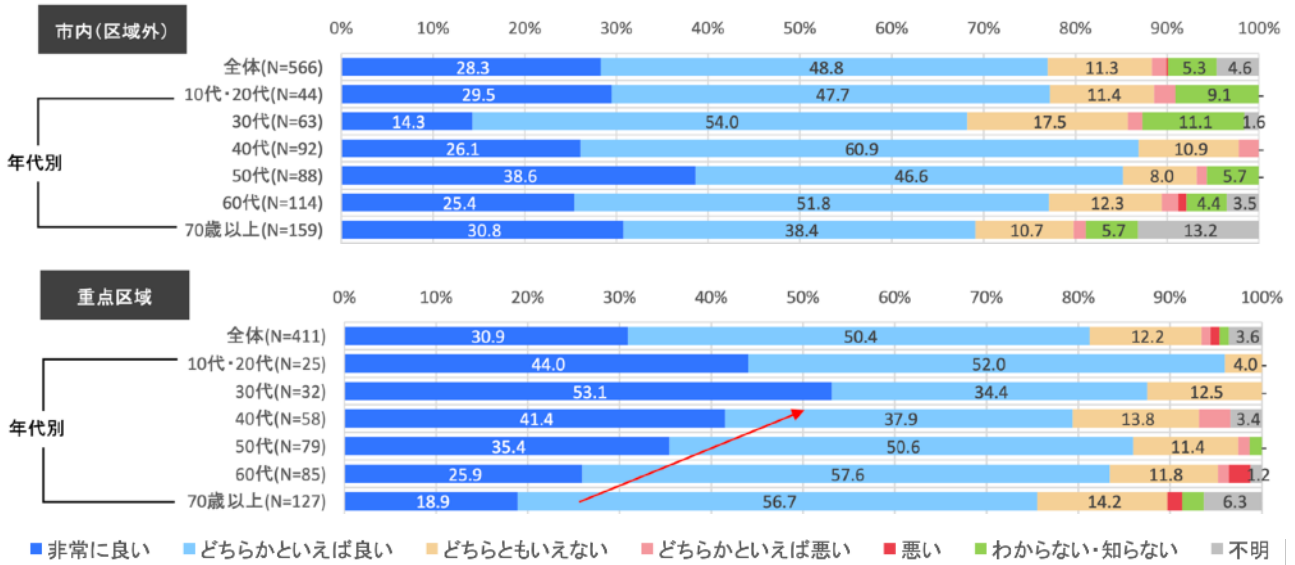
(1) 外出頻度



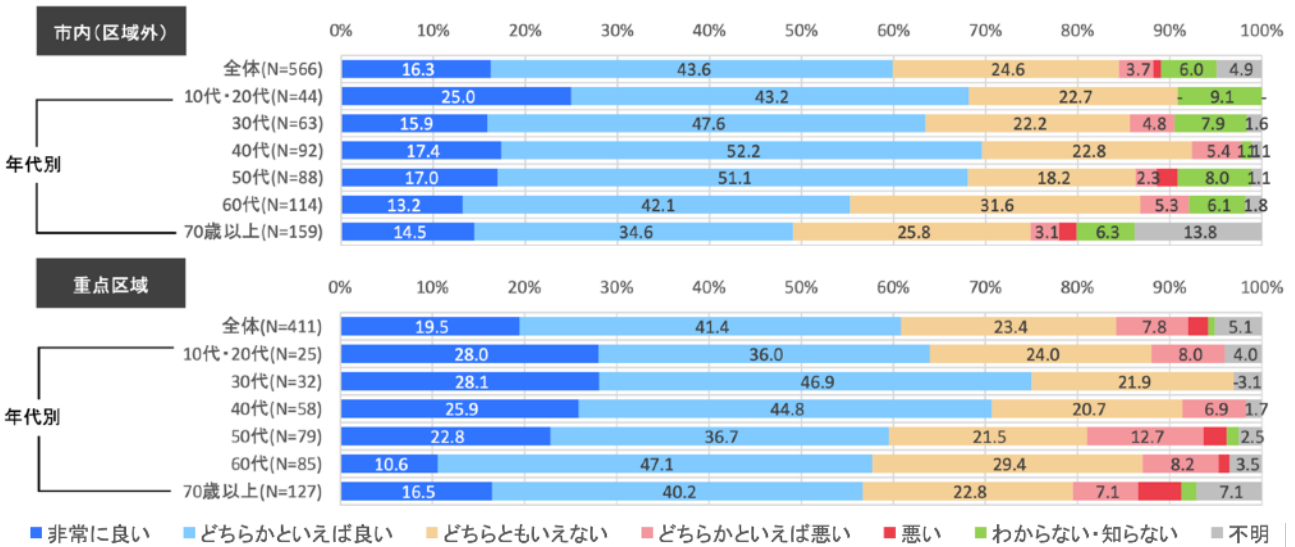
(2) まち全体の雰囲気



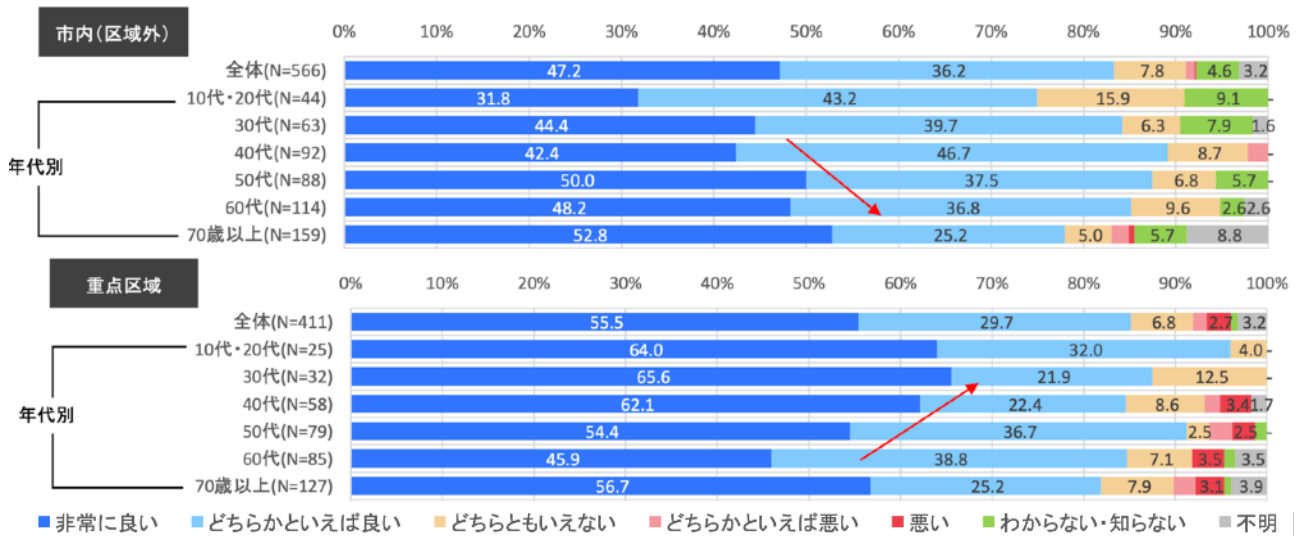
(3) 洋館群などの歴史的建造物



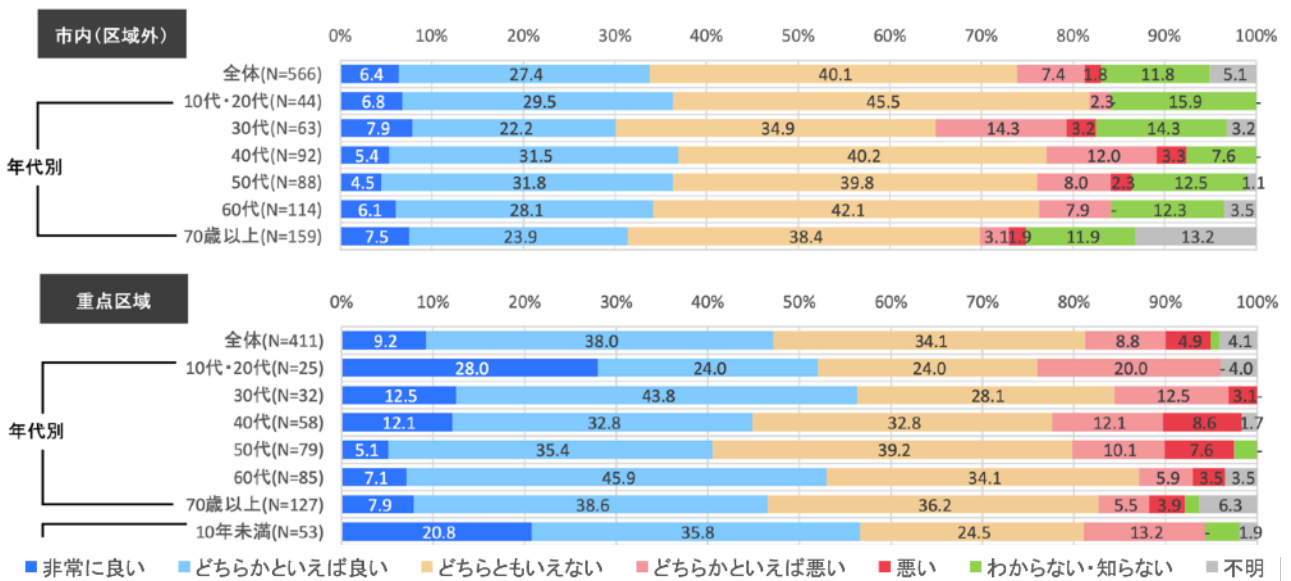
(4) 街並み景観（通りの雰囲気など）



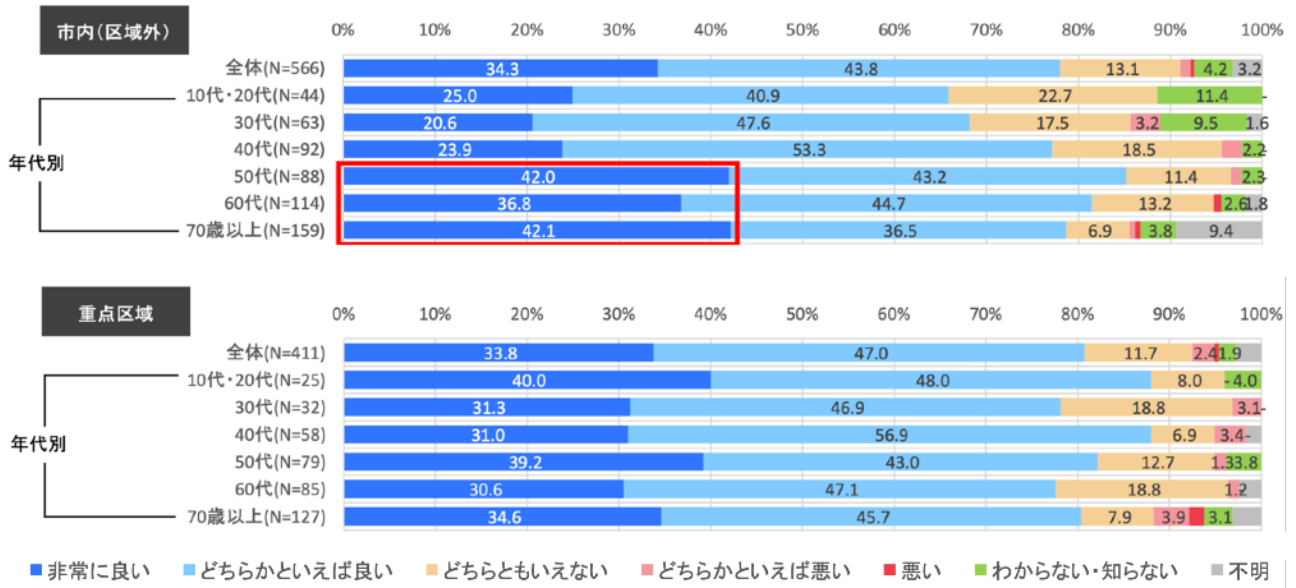
(5) 長崎港を望む眺望



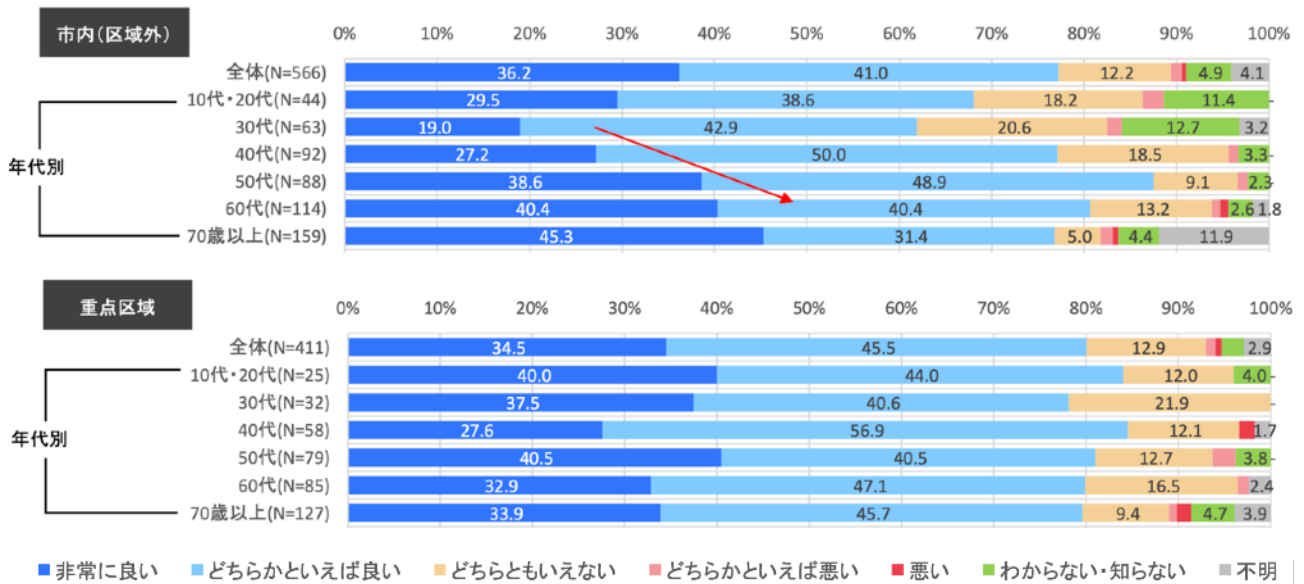
(6) 住宅地の雰囲気



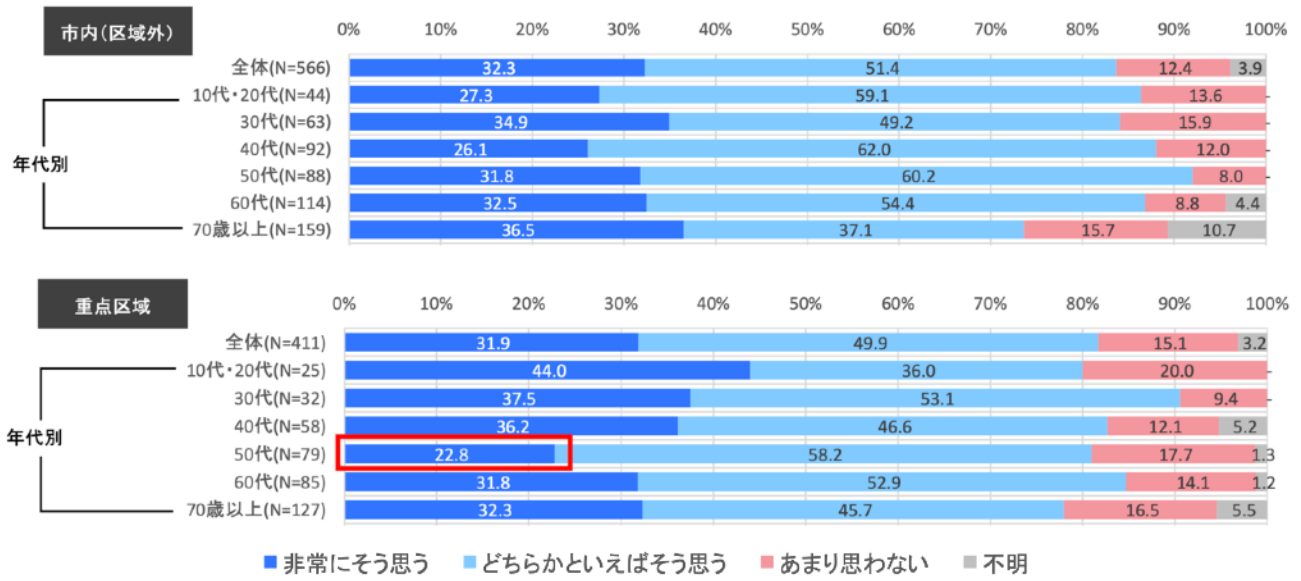
(7) 観光施設 (グラバー園)



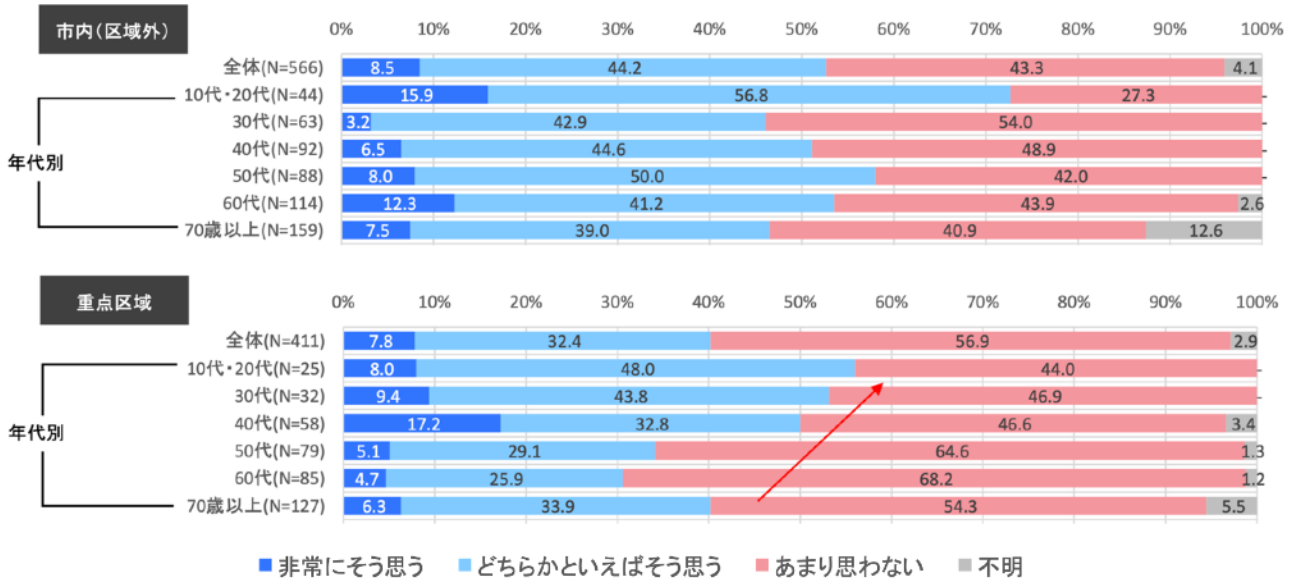
(8) 大浦天主堂



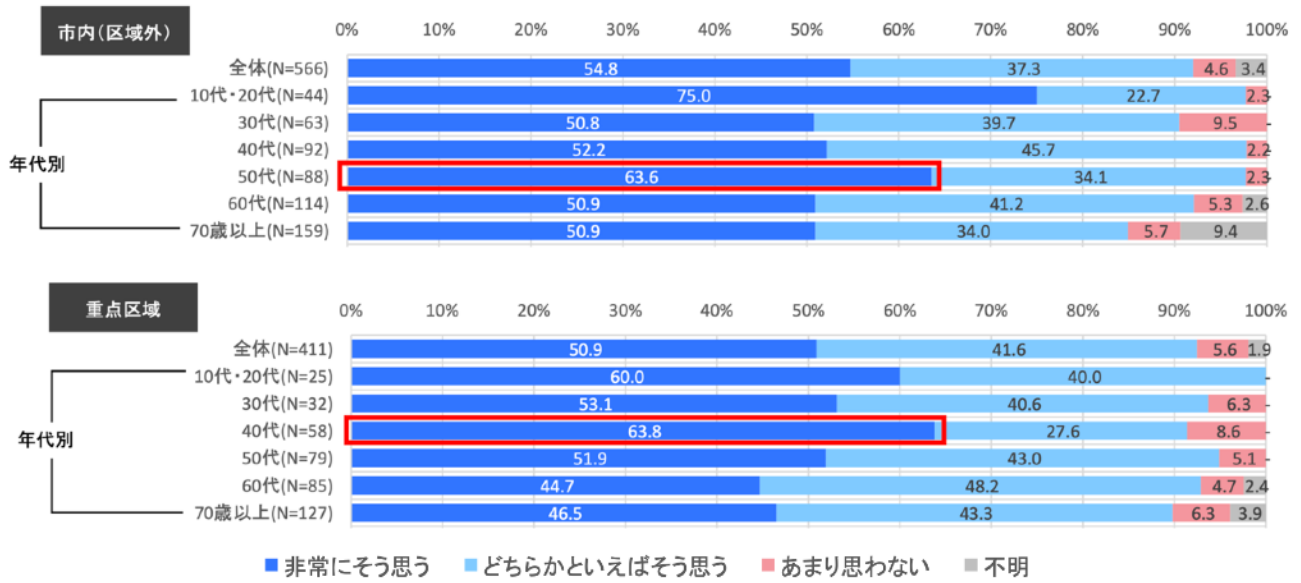
(9) 市内有数の観光地として賑わいがある地区



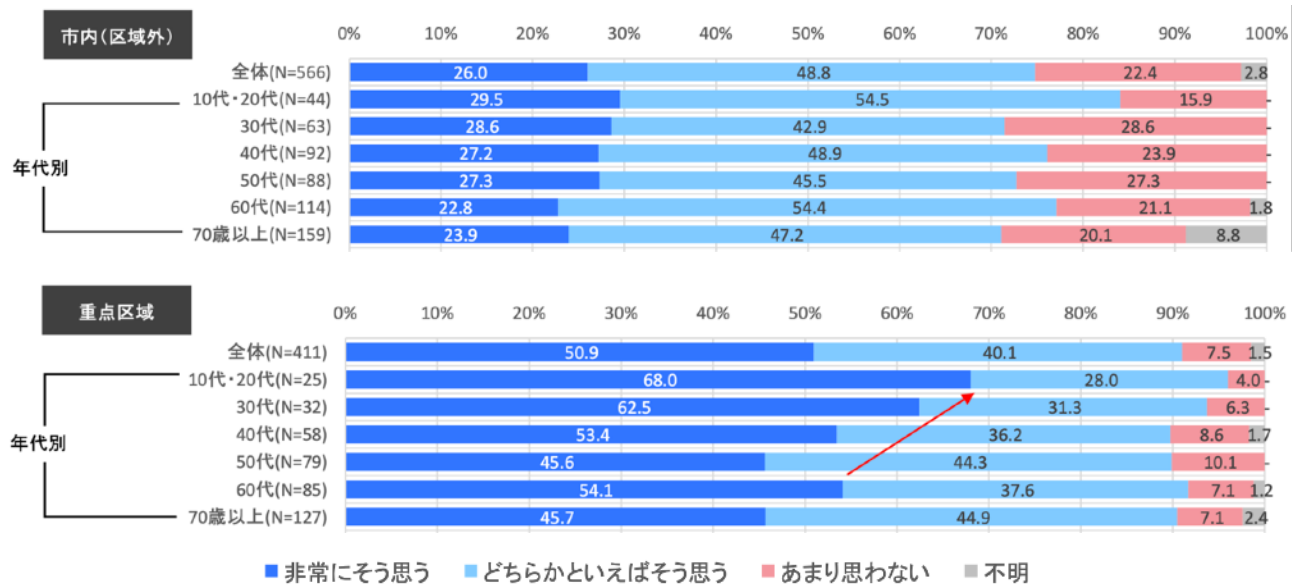
(10) お洒落な店舗や魅力的な店舗が多い地区



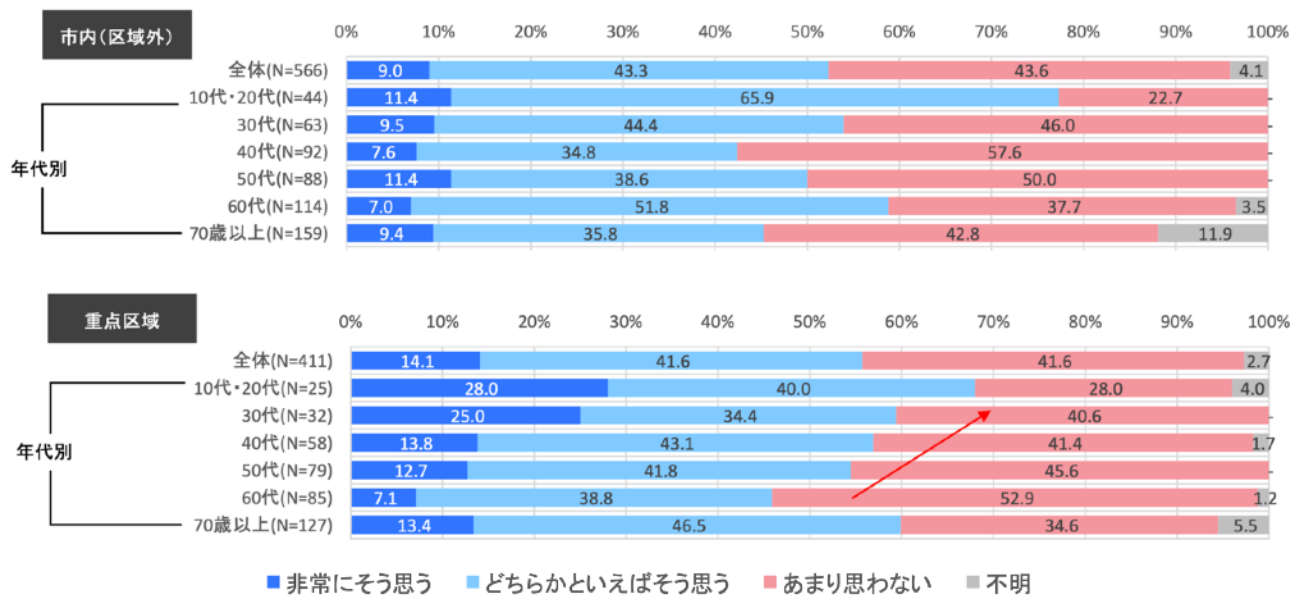
(11) 長崎市の歴史・文化を象徴する地区



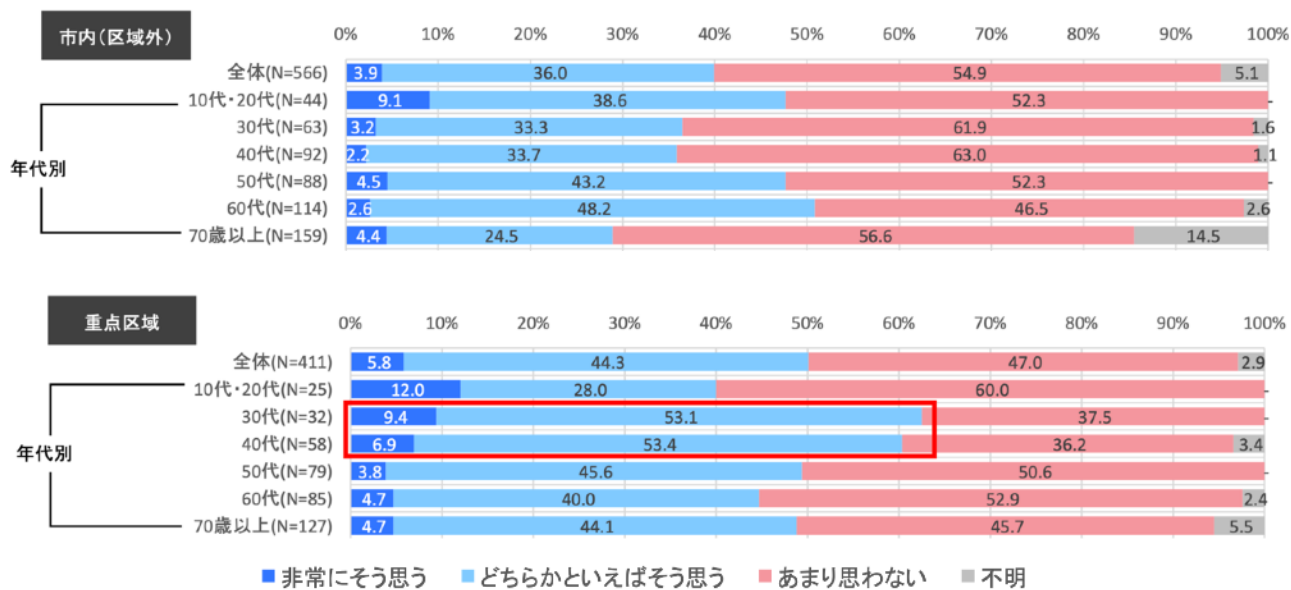
(12) 浜の町や水辺の森公園などにも近い便利な生活地区



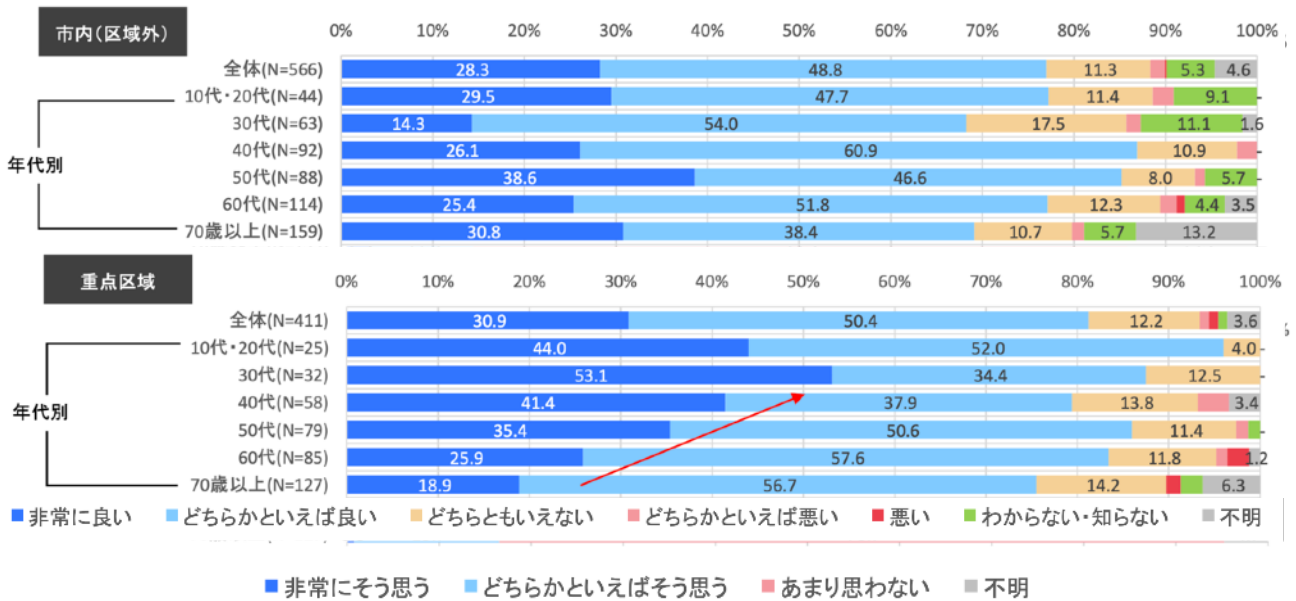
(14) 小学校から大学までそろった文教地区



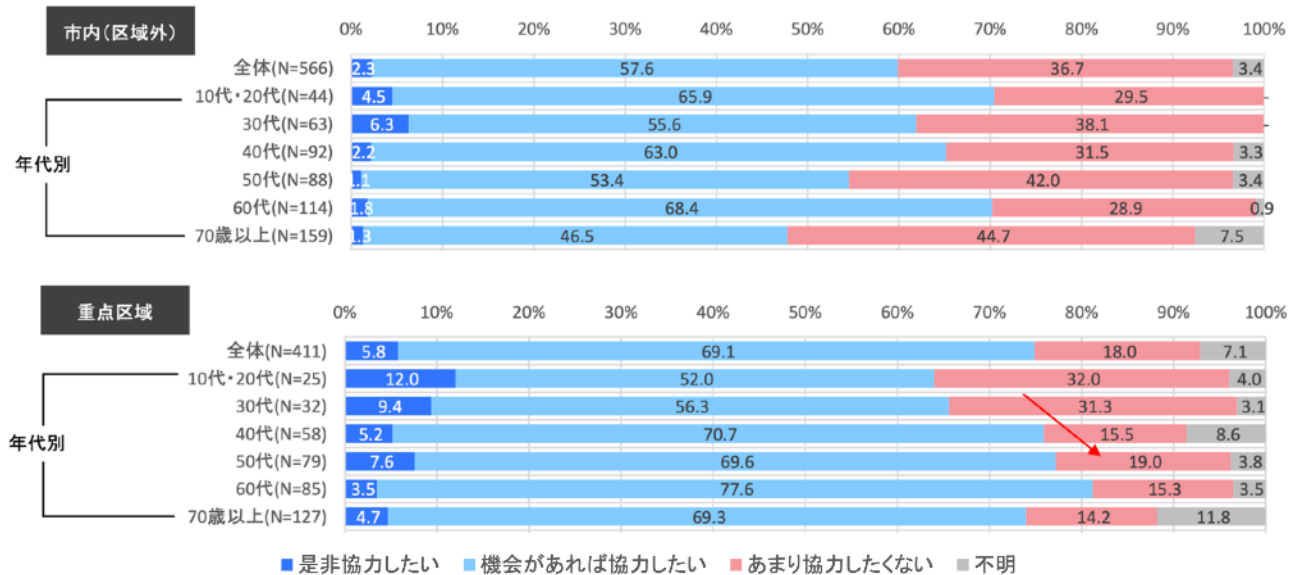
(15) 住民参加でのイベントや地域活動などが活発な地区



(16) 若者や移住者が多く、若い力が芽生えてきた地区



(17) あなたは、市民と行政が協働して取り組んでいる歴史まちづくりの取組みや活動について、協力したいと思いますか



付録C 重点区域内の団体に実施した情報に関するアンケート調査用紙

まちづくり活動と情報に関するアンケート

長崎県立大学平岡研究室では、長崎居留地エリアの歴史まちづくりに関する研究を行なっております。あなたが所属する団体（自治会や消防団、まちづくり協議会等）についてお答えください。

1 まちづくり活動に関する情報の入手について

(1) 必要としている情報の種類について、選択肢の中から優先度の高いものを3つ選んでお答えください。

優先度1番目		優先度2番目		優先度3番目	
--------	--	--------	--	--------	--

(選択肢) 下記から選択して、番号を上欄に記載ください。

- | | |
|-----|-------------------------|
| 1. | 自身（自社）の活動に対する意見や反応 |
| 2. | 地域のイベント情報 |
| 3. | 地域のまちづくり団体の情報 |
| 4. | 連携・協力できる民間企業の情報 |
| 5. | まちづくりコンサルタント・専門家情報 |
| 6. | 地域の人材情報（協力者、参加者等） |
| 7. | 活動場所の情報（空き店舗・イベントスペース等） |
| 8. | 行政機関等の動向・各種支援情報 |
| 9. | 支援事業の具体的な活用方法 |
| 10. | まちづくり活動のノウハウ |
| 11. | 他地域のまちづくり活動情報 |
| 12. | 成功事例の取組プロセス・苦労話 |
| 13. | 支援事業によらない取組の事例 |
| 14. | 各種調査結果 |
| 15. | その他 |

(2) まちづくり活動に必要な情報を得るための方法について、該当する選択肢の欄に○をつけてください。

方法	選択肢		
	いま役に立っている	今後活用したい	どちらでもない
1. 地域内での会議や勉強会等			
2. 地域内の関係者との交流（会議等以外）			
3. 地域外の団体との会議や勉強会等			
4. 地域外の団体との交流（会議等以外）			
5. 電話・FAX			
6. メールマガジン・メーリングリスト			
7. ホームページ			
8. ブログ			
9. SNS（facebook等）			
10. 動画配信（YouTube等）			
11. フリーペーパー			

12. 地域の広報誌			
13. チラシ			
14. 新聞・雑誌			
15. テレビ・ラジオ			
16. その他 ()			

(3) まちづくり活動の情報を得る際に利用しているSNS全てに○をつけてください。

1. SNSは利用していない(次の設問へ)
2. facebook
3. Instagram
4. LINE
5. X(旧Twitter)
6. YouTube
7. TikTok
8. その他: ()

(4) 現在利用している方法で満足に情報を得られていますか。該当するものに○をつけてください。

1. 満足している
2. やや満足している
3. やや満足していない
4. 満足していない

(5) 情報の入手に関する課題があればお書きください。(自由回答)

2 情報の発信について

(1) 外部に伝えたい情報について、選択肢の中から優先度の高いものを3つ選んでお答えください。

優先度1番目	優先度2番目	優先度3番目

(選択肢) 下記から選択して、番号を上欄に記載ください。

1. 自身(自社)の団体情報、活動経緯
 2. 地域のイベント情報
 3. 地域のまちづくり団体の情報
 4. 連携・協力できる民間企業の情報
 5. まちづくりコンサルタント・専門家情報
 6. 地域の人材情報(協力者、参加者等)
 7. 活動場所の情報(空き店舗・イベントスペース等)
 8. 行政機関等の動向・各種支援情報
 9. 支援事業の具体的な活用方法
 10. まちづくり活動のノウハウ
 11. 他地域のまちづくり活動情報
 12. 成功事例の取組プロセス・苦労話
 13. 支援事業によらない取組の事例
 14. 各種調査結果
 15. その他

(2) まちづくり活動の情報を外部に伝えるための方法について、該当する選択肢の欄に○をつけてください。

方法	選択肢		
	いま役に立っている	今後活用したい	どちらでもない
1. 地域内での会議や勉強会等			
2. 地域内の関係者との交流（会議等以外）			
3. 地域外の団体との会議や勉強会等			
4. 地域外の団体との交流（会議等以外）			
5. 電話・FAX			
6. メールマガジン・メーリングリスト			
7. ホームページ			
8. ブログ			
9. SNS（facebook等）			
10. 動画配信（YouTube等）			
11. フリーペーパー			
12. 地域の広報誌			
13. チラシ			
14. 新聞・雑誌			
15. テレビ・ラジオ			
16. その他（ ）			

(3) まちづくり活動の情報を外部に伝える際に利用しているSNS全てに○をつけてください。

1. SNSは利用していない（次の設問へ）
2. facebook
3. Instagram
4. LINE
5. X（旧Twitter）
6. YouTube
7. TikTok
8. その他:（ ）

(4) 現在利用している方法で満足に情報を伝えられていますか。該当するものに○をつけてください。

1. 満足している
2. やや満足している
3. やや満足していない
4. 満足していない

(5) 情報の発信に関する課題があればお書きください。（自由回答）

3 情報の共有について

(1) 団体内でまちづくり活動の情報を共有するための方法について、該当する選択肢の欄に○をつけてください。

方法	選択肢		
	いま役に立っている	今後活用したい	どちらでもない
1. 地域内での会議や勉強会等			
2. 地域内の関係者との交流（会議等以外）			
3. 電話・FAX			
4. メールマガジン・メーリングリスト			
5. facebookグループ			
6. facebookメッセージ			
7. LINEグループ			
8. 地域の広報誌			
9. 地域の掲示板			
10.その他（ ）			

(4) 現在利用している方法で満足に情報を共有できていますか。該当するものに○をつけてください。

- 1.満足している 2.やや満足している 3.やや満足していない 4.満足していない

(5) 情報の共有に関する課題があればお書きください。（自由回答）

4 あなたの団体について

(1) 団体名を記載してください。

(2) 団体の属性について、該当するものに○をつけてください。

1. 自治関係の非営利団体（自治会、青年会等）
2. 防災関係の非営利団体（消防団、婦人防火クラブ等）
3. 子育て関係の非営利団体（PTA、育成協議会、こども会等）
4. 福祉関係の非営利団体（社会福祉協議会、民生委員等）
5. 高齢者関係の非営利団体（老人会、老人クラブ等）
6. 環境整備関係の非営利団体（町並み保存会、まちづくり協議会等）
7. 法人（事業者、学校法人、福祉法人等）
8. その他（ ）

(3) 団体のメンバー数について、該当するものに○をつけてください。

※正確な数字でなくても構いません

1. 1人～9人 2. 10人～29人 3. 30人～49人 4. 50人～99人 5. 100人～

(4) メンバーの平均年齢について、該当するものに○をつけてください。

※正確な数字でなくても構いません

1. 20歳～34歳 2. 35歳～49歳 3. 50歳～65歳 4. 65歳～

(5) 男女比 (男 : 女) について、該当するものに○をつけてください。

*最も近いものを選択してください

1. 男10:女0 2. 男7:女3 3. 男5:女5 4. 男3:女7 5. 男0:女10

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

頂いた情報は厳重に管理し、研究やまちづくり以外の用途では使用いたしません。

謝辞

本研究を遂行するに当たり、多くの方々に御指導、御助言及び御鞭撻を頂きました。深く感謝致します。

長崎県立大学情報システム学部情報システム学科平岡透教授には、本研究を進めるに当たり、終始御指導頂きました。本研究は、平岡教授の熱心な指導なくしては、成り立ち得なかったものです。

愛知工業大学経営学部の野中尋史准教授には、本研究を進めるに当たり、要所で有効適切な助言を頂戴いたしました。

長崎市まちづくり部景観推進室様、まちなか事業推進室様には、貴重な調査データを快く提供頂きました。

長崎居留地歴史まちづくり協議会様には、協会関係者へのアンケート調査や協議会におけるヒアリング調査に御協力頂きました。

長崎市市民活動センター様には、ボランティア活動団体に対するアンケート調査に御協力頂きました。

最後に、当研究室の向井大志さん、藤本浩樹さん、嵩倫太郎さんには、本研究を進めるに当たり、多大なる御支援を頂きました。

以上、御指導、御協力下さいました方々に対し、改めて深く感謝致します。

研究業績一覧

種類別	題名	発表 発行掲載誌名	発表 発行年月	著者
論文	歴史まちづくり計画のためのアンケート調査を用いた地区内外の差異の分析に関する研究：長崎市東山手・南山手地区を事例として	産業応用工学会 論文誌	令和5年 (2023) 3月	向井 大志 平山 広孝 野中 尋史 平岡 透
論文	Generation of One-Orientated Parallel-Fine-Curve-Line Images by Iterative Calculation Using Correlation Coefficient from Average Value	ICIC Express Letters	Jun. 2023.	Toru Hiraoka Hirotaka Hirayama
論文	長崎市における旅行者へのアンケート調査による訪問地と満足度の関係分析	産業応用工学会 論文誌	令和5年 (2023) 7月	平山 広孝 嵩 倫太郎 野中 尋史 藤本 浩樹 平岡 透
発表	長崎市東山手・南山手区域における歴史まちづくり計画のためのアンケート調査による年代別分析	2023年度（第76回） 電気・情報関係学会 九州支部連合会大会	令和5年 (2023) 9月	河野直希 向井大志 平山広孝 平岡透
発表	歴史的風致維持向上計画におけるソフト施策展開の手法－長崎市をケーススタディに－	日本地域創生学会 2024年度研究大会	令和6年 (2024) 8月	平山広孝 平岡透

参考文献

- 1 長崎市：「長崎市第五次総合計画前期基本計画」， pp.23, 2021
- 2 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「歴史まちづくり法について」， pp.5, 2022
- 3 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「歴史まちづくり法について」， pp.6, 2022
- 4 文部科学省 文化庁「伝統的建造物群保存地区」， <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/>， 2024
- 5 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「景観法アドバイザーブック」， pp.02-01, 2012
- 6 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「景観法の施行状況（令和6年3月31日時点）」， pp.1, 2024
- 7 社会資本整備審議会：「今後の古都保存のあり方はいかにあるべきか。（答申）」， 2008
- 8 文化審議会 文化財分科会 企画調査会：「文化審議会 文化財分科会 企画調査会 報告書」， 2007
- 9 文部科学省・農林水産省・国土交通省：「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する基本的な方針」， 2008（2011一部変更）
- 10 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「歴史まちづくり法について」， pp.17, 2022
- 11 国土交通省 都市局 公園緑地・景観課 景観・歴史文化環境整備室：「歴史的風致維持向上計画認定状況について」， https://www.mlit.go.jp/toshi/rekimachi/toshi_history_tk_000010.html， 2024
- 12 松本邦彦・朴 弘烈・澤木 昌典：「歴史的風致維持向上計画における歴史的資源の位置づけに関する研究」， 2016
- 13 松本邦彦・澤木 昌典：「歴史的環境保全の観点でみる歴史的風致維持向上計画における重点区域の特徴」， 2018
- 14 岩本一将・西村亮彦・舟久保敏：「歴史的風致維持向上計画の認定78にみる歴史的風致の傾向と特徴」， 2020
- 15 宮下拓也・松井大輔：「歴史的風致維持向上計画の第一期から第二期への展開にみられる変化と課題」， 2021
- 16 永田優河・川崎興太：「歴史的風致維持向上計画の中長期的な運用の実態と課題」， 2022
- 17 長崎市：「長崎市歴史文化基本構想」， 2015
- 18 長崎市：「長崎市歴史的風致維持向上計画」， 2020
- 19 長崎市：「長崎居留地歴まちグランドデザイン」， 2021
- 20 長崎市：「長崎居留地歴まちアクションプラン」， 2023

- 21 一般社団法人 日本計画行政学会：「第20回計画賞（2023年度）」，https://www.japanpa.jp/prize_epa/index.html，2024
- 22 BellCurve：「適合度の検定」，<https://bellcurve.jp/statistics/course/9494.html>，2022
- 23 松村暢彦，中山智文：「空港に関する住民の態度構造と地域まちづくり活動の関連性に関する研究—大阪国際空港周辺地域の空港まちづくりを事例として」，土木学会論文集D3（土木計画学），Vol. 67, No. 5, pp. I_79-I_87, 2011
- 24 山口邦雄：「歴史的市街地再生における市民まちづくり事業の経済的価値に関する研究—NPO 関善賑わい屋敷の事業に対するCVM調査から—」，都市住宅学，Vol. 2012, No. 77, pp. 83-89, 2012
- 25 桜井良，小堀洋美，中村雅子，菊池貴大：「住民のコミュニティへの関与度や愛着が緑化意欲に与える影響」，環境科学会誌，Vol. 29, No. 3, pp. 149-158, 2016
- 26 斎尾直子，寺尾慈明：「歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較分析」，日本建築学会計画系論文集，Vol. 79, No. 695, pp. 131-139, 2014
- 27 白柳洋俊，須藤雅陽，羽鳥剛史：「地域の歴史に関する知識が町並み保全意識に与える影響分析—歴史まちづくりを巡る町並み保全活動への参画意識と町並み保全のステレオタイプに着目して—」，都市計画論文集，Vol. 56, No. 3, pp. 429-436, 2021
- 28 R. A. Fischer：“Statistical Methods for Research Workers”，Oliver and Boyd，1925
- 29 M. Cowles and C. Davis：“On the Origins of the .05 Level of Statistical Significance”，American Psychologist，Vol. 37, No. 5, pp. 553-558, 1982
- 30 BellCurve：カイ二乗分布表，<https://bellcurve.jp/statistics/course/9210.html>，2022
- 31 長崎市：「東山手・南山手地区歴史まちづくり計画策定に関するアンケート調査報告書」，2021
- 32 伊藤春樹，藤江紀彦，坂本大輔，伊藤真吾，鳥居一頼：「登別市における「福祉のまちづくり推進」への調査分析」，藤女子大学紀要，No. 32, Ser. II, pp. 33-52, 200
- 33 塚本利幸，舟木紳介，橋本直子，永井裕子：「アクティブシニアのボランティア活動参加と基本属性—福井県で実施したアンケート調査のデータ分析から1—」，福井県立大学論集，No. 47, pp. 19-43, 2016
- 34 塚本利幸，舟木紳介，橋本直子，永井裕子：「アクティブシニアのボランティア活動の参加の様態—福井県で実施したアンケート調査のデータ分析から2—」，福井県立大学論集，No. 47, pp. 45-73, 2016
- 35 塚本利幸，舟木紳介，橋本直子，永井裕子：「アクティブシニアのICT利用とボランティア活動—福井県で実施したアンケート調査のデータ分析から3—」，福井県立大学論集，No. 49, pp. 1-14, 2017
- 36 千頭聡：「市民によるまちづくり指標の評価構造—半田市まちづくり指標の分析を通じて—」，知多半島の歴史と現在，No. 23, pp. 21-35, 2019

- 37 齊藤充弘, 佐藤凌真: 「中高生のまちに対する意識と日常生活行動にみる地方都市のまちづくり課題について—広域多核都市・福島県いわき市を対象として—」, 都市計画報告集, Vol. 21, No. 2, pp. 197-203, 2022
- 38 内閣官房: 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画（令和2年7月17日閣議決定）」, 2020
- 39 国土交通省 都市局, まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現会議: 「まちづくりのデジタル・トランスフォーメーション実現ビジョン【ver1.0】」, 2022
- 40 国土交通省 都市局: 「官民連携によるまちづくり情報の効率的な発信・収集・交換方策に関する調査検討」, 2012
- 41 小野寺瑞穂, 一ノ瀬大雅, 泉山壘威: 「地域特性からみたエリアプラットフォームの組織及び活動の特徴—全国98のエリアプラットフォーム団体実態整理を踏まえて—」, 公益財団法人日本都市計画学会 都市計画報告集, 22巻2号, pp.279-286, 2023
- 42 厚生労働省: 「我が国の人口について」, https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_21481.html, 2023
- 43 公益財団法人日本都市センター: 「地域産業の発展に向けた自治体のあり方—人材育成と地域マネジメント—」, ISBN 978-4-909807-25-0, 2022
- 44 総務省: 「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数（令和4年1月1日現在）」, https://www.soumu.go.jp/main_content/000762475.pdf, 2023
- 45 東京都立大学 大学教育センター 情報教育部門 & 学術情報基盤センター 情報メディア教育支援部門: 「2グループの平均のt検定」, <https://infolit.uec.tmu.ac.jp/lit/contents/office2013/statistics/03/#chapter5>, 2023
- 46 林幸史, 藤原武弘: 「観光地での経験評価が旅行満足に与える影響—観光動機と旅行経験の観点から—」, 関西学院大学社会学部紀要, No. 114, pp. 199-212, 2012
- 47 小原満春: 「観光旅行者によるリピート来訪行動と観光地満足の関係性」, 沖縄国際大学地域産業論叢 No. 11, pp. 1-21, 2013
- 48 岡本卓也: 「観光動機の違いが観光情報収集と訪問地選択に与える影響—長野県松本市・安曇野市における観光者動向からの検討—」, 地域ブランド研究, No. 9, pp. 31-42, 2014
- 49 森尾真之, 元嶋菜美香: 「観光満足度調査から考える持続的な観光地経営指標について—2019年度平戸観光協会満足度調査—」, 長崎国際大学論叢, No. 21, pp. 79-98, 2021
- 50 一般社団法人長崎県観光連盟: 「ながさき旅ネット」, <https://www.nagasaki-tabinet.com/houjin>
- 51 Hatsudy: 総合学習サイト: 「F検定とF分散: 等分散の確認とt検定との関係」, <https://hatsudy.com/jp/f-test.html>, 2023